

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	通信 (SA) 00-02 RO
提出年月日	令和3年9月15日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（通信（SA））

（MOX燃料加工施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第二十五条 通信連絡設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

通信(SA)00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(通信(SA))】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/15	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/15	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/15	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/15	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/15	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	9/15	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (1 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(通信連絡を行うために必要な設備) 第三十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。SA 通①</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7. 8 通信連絡設備 7. 8. 1 通信連絡設備 (事業所内)</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト). その他の主要な構造 (1) 安全機能を有する施設 ⑬通信連絡設備 MOX燃料加工施設には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備、代替通信連絡設備及び情報把握設備を設ける設計とする。□ 代替通信連絡設備、情報把握設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)及び緊急時対策建屋電源設備からの給電を可能とした設計とする。□ ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (8) 通信連絡設備 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、代替通信連絡設備及び情報把握設備を設ける設計とする。□ 代替通信連絡設備及び情報把握設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)及び緊急時対策建屋電源設備からの給電を可能とした設計とする。□ また、重大事故等が発生した場合において、設計基準対象の施設が機能維持している場合は、設計基準対象の施設である所内電源設備及び所外通信連絡設備を重大事故等対処設備として位置付ける。□</p>	<p>イ. 安全設計 (ホ) MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性 (2) 重大事故等対処施設 ⑭ 通信連絡を行うために必要な設備 (通信連絡を行うために必要な設備) 第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。 (解釈) 1 第35条に規定する「当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)から給電を可能とする通信連絡設備又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 適合のための設計方針 MOX燃料加工施設には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備、代替通信連絡設備及び情報把握設備を設ける設計とする。◇ 代替通信連絡設備、情報把握設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)及び緊急時対策建屋電源設備からの給電を可能とした設計とする。◇</p>	<p>計測制御系統施設 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備 (発電所内)</p> <p>(設計基準対処施設の記載については、第25条にて展開するため、省略する)</p>	
<p>【凡例】 <u>下線</u>：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) <u>波線</u>：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 紫字：DB設備に関する記載(比較対象外箇所) 黄色：発電炉との差異の理由 黄色：許可からの変更事項等</p>					

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (2 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「計測等」について対象を明確にした。(以下同じ)</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, MOX 燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測, 監視を行ったパラメータを所内の必要な場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが, MOX 燃料加工施設にて必要となる通信連絡設備と発電炉にて必要となる通信連絡設備及び設置場所が異なるため。また, 通信連絡設備の必要な数量は別途展開するため。代替通信連絡設備の設置及び保管場所は P3 にて整理する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において, 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測, 監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として, 通話装置のケーブル, 可搬型通話装置, 可搬型衛星電話(屋内用), 可搬型トランシーバ(屋内用), 可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を設ける設計とする。SA 通①-1</p>	<p>重大事故等が発生した場合において, 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備を配備する。□</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として, 通話装置のケーブル, 可搬型通話装置, 可搬型衛星電話(屋内用), 可搬型トランシーバ(屋内用), 可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を配備する。SA 通①-1</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 代替通信連絡設備へ給電するための設備として, 「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し, 「ト. (イ)(3) 所内電源設備(電源設備)」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機並びに制御建屋可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 通信連絡設備へ給電するための設備として, 「ト. (イ)(3) 所内電源設備(電源設備)」の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。□</p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設 (1) 非常用設備 (8) 通信連絡設備 ② 重大事故等対処設備 a. 通信連絡を行うために必要な設備の概要 重大事故等が発生した場合において, 再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために, 所内通信連絡設備, 所外通信連絡設備, 代替通信連絡設備及び情報把握設備を設ける設計とする。◇</p> <p>情報把握設備は, 緊急時対策建屋情報把握設備, 制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備で構成する。◇</p> <p>代替通信連絡設備の一部である可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は, 再処理施設と共用する。SA 通⑥-1</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置は, 再処理施設と共用する。SA 通⑥-7</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統, 建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置は, 再処理施設と共用する。◇</p> <p>情報把握収集伝送設備の一部である第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は, 再処理施設と共用する。◇</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を添5第83図, 代替通信連絡設備の系統概要図を添5第84図, 情報把握設備の系統概要図を添5第85図に示す。◇</p> <p>また, 代替通信連絡設備の機器配置図を添5第87図に示す。◇</p>	<p>① (P3 ~)</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備(発電所内)として, 必要な数量の衛星電話設備(固定型)及び携行型有線通話装置(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお, 可搬型については必要な数量に加え, 故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備(発電所内)として, 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し, 緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は, 緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>SA 通⑥-1 (P5, 21 ~)</p> <p>SA 通⑥-7 (P17 ~)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設における可搬型重大事故等対処設備の必要な数量については, P27~P31 (第30条 個数・容量)にて整理する。</p>
<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉, MOX 燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため, 及び計測, 監視を行ったパラメータを所内の必要な場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが, 加工施設の技術基準規則において重大事故等時に緊急時対策所へのデータ伝送の要求がなく, 事業変更許可申請書の整理に基づき, 計測, 監視を行ったパラメータは代替通信連絡又は情報把握設備を用いて共有する方針のためデータ伝送設備は記載しない。情報把握設備については, P10 以降にて整理する。</p>					

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (3 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象設備の一部を重大事故の対象として使用するため。</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置（制御装置含む）、所内携帯電話（交換機含む）、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバを常設重大事故等対処設備として位置付け、<u>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡ができる設計及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有できる設計とする。</u> SA 通②-1</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置（制御装置含む）、<u>所内携帯電話（交換機含む）、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバを常設重大事故等対処設備として位置付ける。</u> SA 通②-1</p>	<p>b. 設計方針 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するために、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備、代替通信連絡設備及び情報把握設備を設ける設計とする。⇩ 所内通信連絡設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバを設ける設計とする。⇩</p>		
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設特有の設備の仕様のため。</p>	<p>通話装置のケーブルは、常設重大事故等対処設備として燃料加工建屋内に設け、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。 SA 通①-2</p> <p>可搬型通話装置は、燃料加工建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を通話装置のケーブルに接続することで、通話装置のケーブルを通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。 SA 通①-3</p>	<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉、MOX 燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため及び計測、監視を行ったパラメータを所内の必要な場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが、MOX 燃料加工施設にて必要となる通信連絡設備と発電炉にて必要となる通信連絡設備及び設置場所が異なるため。また、通信連絡設備の必要な数量は別途展開するため。代替通信連絡設備の設備構成については P2 にて整理する。</p>			SA 通①-2 (P39 から)
<p>【許可からの変更点等】 可搬型通話装置の設置、保管場所を明確にした。(位置的分散の記載より展開)</p>	<p><u>可搬型通話装置は、燃料加工建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u> SA 通①-4</p> <p><u>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u> SA 通①-5</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、中央監視室、再処理施設の中央制御室、緊急時対策所及び屋外間で連絡を行う際に使用するものであり、衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。□</p>	<p>所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。⇩ 代替通信連絡設備として、通話装置のケーブル、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋外用）、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムを設ける設計とする。⇩</p>	<p>① (P2 から)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p>	SA 通①-3 (P39 から)
	<p><u>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、可搬型重大事故等対処設備として燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u> SA 通①-6</p>		<p>情報把握設備は緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備で構成する。⇩ 緊急時対策建屋情報把握設備として、情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を設ける設計とする。⇩</p>	<p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	SA 通①-4 (P24 から)
					SA 通①-5 (P40 から)
					SA 通①-6 (P39 から)

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (4 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。SA 通④-1</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電電池で動作可能な設計とする。SA 通④-2</p> <p>さらに、可搬型衛星携帯電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通④-3</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。SA 通④-4</p>	<p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。SA 通④-1</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電電池で動作可能な設備とする。SA 通④-2</p> <p>さらに、可搬型衛星携帯電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、「ト. (イ)(3) 所内電源設備（電源設備）」の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通④-3</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、「ト. (イ)(3) 所内電源設備（電源設備）」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の一部である緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。SA 通④-4</p>	<p>制御建屋情報把握設備として、情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置を設ける設計とする。◇</p> <p>情報把握収集伝送設備として、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、グローブボックス温度監視装置（伝送路）、グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）及び情報把握計装設備可搬型発電機を設ける設計とする。◇</p> <p>所外通信連絡設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信回線の多様性を確保した専用通信回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備及び情報把握設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む）及び緊急時対策建屋電源設備からの給電を可能とした設計とする。◇</p>	<p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。充電電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>SA 通④-4 (P20 ~)</p>

(双方の記載)
 <不一致の理由>
 発電炉、MOX 燃料加工施設ともに通信連絡設備の一部について代替電源設備で動作可能な設計とする方針は同様であるが、MOX 燃料加工施設と発電炉で必要となる通信連絡設備が異なるため。また、MOX 燃料加工施設では常設重大事故等対処設備の電源設備から受電しないため。代替通信連絡設備の保管場所は P3 に記載している。

(双方の記載)
 <不一致の理由>
 発電炉、MOX 燃料加工施設ともに通信連絡設備の一部について充電電池又は乾電池で動作可能な設計とし、7日間以上継続して通話できる設計とする方針は同様であるが、MOX 燃料加工施設と発電炉で運用が異なるため。

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (5 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 共用する代替通信連絡設備（事業所内）について対象を明確にするため、追記した。</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理施設と共用する。SA通⑥-1</p> <p>共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA通⑥-2, SA通⑦-1</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉, MOX燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測, 監視を行ったパラメータを所内の必要な場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが, 加工施設の技術基準規則において重大事故等時に緊急時対策所へのデータ伝送の要求がなく, 事業変更許可申請書の整理に基づき, 計測, 監視を行ったパラメータは代替通信連絡又は情報把握設備を用いて共有する方針のためデータ伝送設備は記載しない。 情報把握設備については, P6以降にて整理する。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, MOX燃料加工施設ともに通信連絡設備は共用により悪影響を及ぼさない設計とする方針は同様であるが, MOX燃料加工施設と発電炉で共用する通信連絡設備が異なるため。</p>		<p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は, 非常用交流電源設備に加えて, 全交流動力電源が喪失した場合においても, 代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は, 非常用交流電源設備に加えて, 全交流動力電源が喪失した場合においても, 代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所内) については, 基準地震動 Ss による地震力に対し, 地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため, 固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに, 信号ケーブル及び電源ケーブルは, 耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p> <p>② (P21へ)</p> <p>通信連絡設備のうち衛星電話設備 (固定型), 衛星電話設備 (携帯型), 電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及びFAX), テレビ会議システム (社内), 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX), 加入電話設備 (加入電話及び加入FAX) 及び専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体向) は, 東海発電所と共用とするが, 東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで, 安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>SA通⑥-1 (P2から)</p> <p>SA通⑥-2, SA通⑦-1 (P21から)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (6 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p data-bbox="557 722 914 890">【許可からの変更点等】 パラメータの監視場所と使用設備を明確化するため、記載を分割する。</p>	<p data-bbox="1053 281 1528 1094"> <u>重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための情報把握設備として、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、グローブボックス温度監視装置（伝送路）、グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）及び情報把握計装設備可搬型発電機を配備する。SA 通③-1</u> </p> <p data-bbox="1053 1129 1528 1325"> <u>重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを緊急時対策所において監視及び記録できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として新たに設置する設計とする。</u> </p> <p data-bbox="1053 1331 1528 1526"> <u>また、情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）及び緊急時対策建屋電源設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける設計とする。SA 通③-2</u> </p>			<p data-bbox="2549 1094 2763 1157">SA③-1 (P15, P16 ~)</p> <p data-bbox="2549 1398 2763 1430">SA 通③-2 (P15 ~)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (7 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>情報収集装置は、「ト.(イ)(1) 火災防護設備」の一部である代替火災感知設備, 「ホ.(イ) 気体廃棄物の廃棄設備」の一部である放出防止設備及び「ト.(イ)(6) 水供給設備」の水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに「ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備」の一部である監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備, 代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び「ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備」の一部である緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し, 情報表示装置に表示する設計とする。SA通③-3</p> <p>データ収集装置(燃料加工建屋)は、「ト.(イ)(1) 火災防護設備」の一部である代替火災感知設備, 「ホ.(イ) 気体廃棄物の廃棄設備」の一部である放出防止設備及び「ト.(イ)(6) 水供給設備」の一部である水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに「ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備」の一部である加工施設における放射性物質の濃度の確認に必要な測定データを収集し, データ表示装置(燃料加工建屋)に表示する設計とする。SA通③-4</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 重大事故等に対処するために必要な情報を燃料加工建屋及び再処理施設の中央監視室にて監視及び記録するとともに, 緊急時対策所に伝送することができるよう, 情報把握設備を常設重大事故等対処設備として設置するとともに, 可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>重大事故等の対処に有効な緊急時対策建屋情報把握設備は, 外的事象を要因とした重大事故等が発生し, 全交流電源喪失及び計測する機器が故障した場合並びに内的事象を要因とした重大事故等が発生し, 全交流電源喪失の場合は, 情報収集装置及び情報表示装置を使用し, 監視及び記録する設計とする。□</p>			<p>SA③-3 (P15 ~)</p> <p>SA③-4 (P15 ~)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (8 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>また、内的事象を要因とした重大事故等が発生し、全交流電源の喪失を伴わない場合は、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を使用し、監視及び記録する設計とする。□</p> <p>再処理施設と共用する情報収集装置、情報表示装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮しても、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。□</p> <p>情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は「ト. (イ) (7) 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋電源設備から給電する設計とする。SA 通③-5</p> <p>制御建屋情報把握設備は、「ト. (イ)(1) 火災防護設備」の代替火災感知設備、放出防止設備及び「ト. (イ)(6)水供給設備」の水供給設備の重要監視パラメータ並びに「へ. 放射線管理施設の構造及び設備」の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを表示、監視及び記録できる設計とする。SA 通③-7</p>			<p>SA③-5 (P15 ～)</p> <p>SA③-7 (P16 ～)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (9 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>情報把握収集伝送設備は、「ト. (イ)(1) 火災防護設備」の代替火災感 知設備、放出防止設備及び「ト. (イ)(6)水供給設備」の水供給設備の重 要監視パラメータ並びに「へ. 放射線管 理施設の構造及び設備」の排気モニタリ ング設備、代替モニタリング設備の可搬 型排気モニタリング設備の測定データを 伝送及び記録できる設計とする。SA 通 ③-8</p>			SA 通③-8 (P16 ~)

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (10 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において把握が必要なパラメータを収集し伝送するとともに、監視並びに記録できる設計とする。SA通③-9</p>	<p>MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において把握が必要なパラメータを収集し伝送するとともに、監視並びに記録できる設計とする。SA通③-9</p>	<p>MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において把握が必要なパラメータを収集し伝送するとともに、監視並びに記録できる設計とする。⇩</p>	<p>④ (P13 から)</p> <p>2. 計測装置等 2.3 計測結果の表示, 記録及び保存</p> <p>原子炉格納容器内の温度, 圧力, 水位, 水素濃度等想定される重大事故等の対応に必要なパラメータは, 計測又は監視できる設計とする。また, 計測結果は中央制御室に指示又は表示し, 記録できる設計とする。</p> <p>2. 計測装置等 2.1 計測装置 2.1.1 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における計測</p> <p>重大事故等が発生し, 当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして, 原子炉压力容器内の温度, 圧力及び水位, 原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量, 原子炉格納容器内の温度, 圧力, 水位, 水素濃度及び酸素濃度, 原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度並びに未臨界の維持又は監視, 最終ヒートシンクの確保, 格納容器パイパスの監視, 水源の確保に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し, 計測機器(非常用のものを含む。)の故障により, 当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において, 当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する設計とする。</p>	
<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉, MOX燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に、重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする方針は同様であるが監視する場所が異なるため。(「計測」についてはP14に記載する。)</p>					
<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉, MOX燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に、重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする方針は同様であるがMOX燃料加工施設においては、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を実施するための施設の情報及び対策実施後の施設の状態を監視することが目的であり、個別パラメータの記載は基本設計方針に記載せず、添付書類の説明書で示す。</p>					
<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉, MOX燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に、重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする方針は同様であるが、必要なパラメータを計測する設備の設計方針(計測する設備の信頼性を確保し、重要代替監視パラメータは選定しない)が異なる。</p>					
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測するという方針は同様であるが、事業許可時の整理に基づき必要なパラメータを計測することが困難となる条件を記載する。</p>					
<p>重大事故等が発生し, 計測機器(非常用のものを含む。)の電源の喪失その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においても, 重大事故等に対処するために有効な情報を把握するためのパラメータを監視及び記録できる設計とする。SA通③-10</p> <p>電源の喪失その他の故障として, MOX燃料加工施設のパラメータを計測する機器の多くが交流電源により給電する設計としていることから, 必要なパラメータを計測することが困難となる条件として全交流電源の喪失を想定し, また, 計測機器の故障を想定する。SA通③-11</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備は, 常設重要計器及び可搬型重要計器で構成する。SA通③-12</p>					
<p>重大事故等が発生し, 計測機器(非常用のものを含む。)の電源の喪失その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においても, 重大事故等に対処するために有効な情報を把握するためのパラメータを監視及び記録できる設計とする。SA通③-10</p> <p>電源の喪失その他の故障として, MOX燃料加工施設のパラメータを計測する機器の多くが交流電源により給電する設計としていることから, 必要なパラメータを計測することが困難となる条件として全交流電源の喪失を想定し, また, 計測機器の故障を想定する。SA通③-11</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備は, 常設重要計器及び可搬型重要計器で構成する。SA通③-12</p>					
<p>重大事故等が発生し, 計測機器(非常用のものを含む。)の電源の喪失その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においても, 重大事故等に対処するために有効な情報を把握するためのパラメータを監視及び記録できる設計とする。⇩</p> <p>電源の喪失その他の故障として, MOX燃料加工施設のパラメータを計測する機器の多くが交流電源により給電する設計としていることから, 必要なパラメータを計測することが困難となる条件として全交流電源の喪失を想定し, また, 計測機器の故障を想定する。⇩</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備は, 常設重要計器及び可搬型重要計器で構成する。⇩</p>					

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (11 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 「以下の作業手順」については、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を実施するために監視することが必要なパラメータであることを明確にした。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するという方針は同様であるが、事業許可時の整理に基づきパラメータの考え方を記載する。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するという方針は同様であるが、事業許可時の整理に基づきパラメータの考え方を記載する。</p>	<p>MOX燃料加工施設の状態を監視するパラメータのうち、重大事故等に対処するために監視及び記録することが必要なパラメータは、技術的能力審査基準のうち、<u>重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を実施するための作業手順に用いるパラメータ及び有効性評価の監視項目に係るパラメータから抽出する。</u>(以下、「抽出パラメータ」という。) SA通③-13</p> <p>抽出パラメータのうち、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を成功させるために監視及び記録することが必要なパラメータを主要パラメータとする。 SA通③-14</p>	<p>重大事故等に対処するために監視及び記録することが必要なパラメータは、以下のとおり分類する。㊦</p> <p>MOX燃料加工施設の状態を監視するパラメータのうち、重大事故等に対処するために監視及び記録することが必要なパラメータは、技術的能力審査基準のうち、<u>以下の作業手順に用いるパラメータ及び有効性評価の監視項目に係るパラメータから抽出する。</u>(以下、「抽出パラメータ」という。) SA通③-13</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.1.1 臨界事故の拡大を防止するための手順等㊦ ・2.1.2 核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等㊦ ・2.1.3 その他の事故に対処するための手順等㊦ ・2.1.5 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等㊦ ・2.1.6 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等㊦ ・2.1.7 電源の確保に関する手順等㊦ <p>なお、以下の作業手順に用いるパラメータについては、<u>重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を実施するための手順ではないため、各々の手順において整理する。</u> SA通③-13</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.1.8 監視測定等に関する手順等㊦ ・2.1.9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等㊦ ・2.1.10 通信連絡に関する手順等㊦ <p>抽出パラメータのうち、<u>重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を成功させるために監視及び記録することが必要なパラメータを主要パラメータとする。</u> SA通③-14</p>	<p>重大事故等に対処するために監視及び記録することが必要なパラメータは、以下のとおり分類する。㊧</p> <p>MOX燃料加工施設の状態を監視するパラメータのうち、重大事故等に対処するために監視及び記録することが必要なパラメータは、技術的能力審査基準のうち、<u>以下の作業手順に用いるパラメータ及び有効性評価の監視項目に係るパラメータから抽出する。</u>(以下、「抽出パラメータ」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.1.1 臨界事故の拡大を防止するための手順等㊧ ・2.1.2 核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等㊧ ・2.1.3 その他の事故に対処するための手順等㊧ ・2.1.5 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等㊧ ・2.1.6 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等㊧ ・2.1.7 電源の確保に関する手順等㊧ <p>なお、以下の作業手順に用いるパラメータについては、<u>重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を実施するための手順ではないため、各々の手順において整理する。</u>㊧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.1.8 監視測定等に関する手順等㊧ ・2.1.9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等㊧ ・2.1.10 通信連絡に関する手順等㊧ <p>抽出パラメータのうち、<u>重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を成功させるために監視及び記録することが必要なパラメータを主要パラメータとする。</u>㊧</p>	<p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、フィルタ装置水位(個数2, 計測範囲180~5500 mm)、フィルタ装置圧力(個数1, 計測範囲0~1 MPa)、フィルタ装置スクラビング水温度(個数1, 計測範囲0~300℃)、フィルタ装置入口水素濃度(個数2, 計測範囲0~100%)、残留熱除去系海水系系統流量(個数2, 計測範囲0~550 L/s)、緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器)(個数1, 計測範囲0~800 m³/h)、緊急用海水系流量(残留熱除去系補機)(個数1, 計測範囲0~50 m³/h)、常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力(個数1, 計測範囲0~10 MPa)、常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力(個数2, 計測範囲0~5 MPa)、代替循環冷却系ポンプ吐出圧力(個数2, 計測範囲0~5 MPa)、原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力(個数1, 計測範囲0~10 MPa)、高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力(個数1, 計測範囲0~10 MPa)、残留熱除去系ポンプ吐出圧力(個数3, 計測範囲0~4 MPa)、低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力(個数1, 計測範囲0~4 MPa)、静的触媒式水素再結合器動作監視装置(個数4, 計測範囲0~300℃)とする。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設においては、重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備については、各対処に関する条文にて示すため、本基本設計方針に記載しない。また、MOX燃料加工施設においては、重要監視パラメータを計測する設備の信頼性を確保する設計とすることから、重要代替監視パラメータは選定しないため、代替パラメータ及び代替パラメータを計測する計測器については記載しない。</p>	

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (12 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するという方針は同様であるが、事業許可時の整理に基づきパラメータの考え方を記載する。</p>	<p>また、抽出パラメータのうち、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態又はMOX燃料加工施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 SA 通信③-15</p> <p>主要パラメータのうち、MOX燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。SA 通③-16</p>	<p>また、抽出パラメータのうち、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態又はMOX燃料加工施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 SA 通③-15</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態又はMOX燃料加工施設の状態を補助的に監視する補助パラメータの方針は同様であるが、MOX燃料加工施設では個別パラメータの記載は基本設計方針に記載せず、添付書類の説明書で示す。</p> <p>主要パラメータのうち、<u>MOX燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。</u> SA 通③-16</p>	<p>また、抽出パラメータのうち、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態又はMOX燃料加工施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 ⇩</p> <p>主要パラメータのうち、MOX燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。⇩</p>	<p>発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとし、その補助パラメータのうち重大事故等対処設備を活用する手順の着手の判断基準として使用するM/C 2C電圧、M/C 2D電圧、M/C HPCS電圧、P/C 2C電圧、P/C 2D電圧、緊急用M/C電圧、緊急用P/C電圧、直流125V系主母線盤2A電圧、直流125V系主母線盤2B電圧、直流125V主母線盤HPCS電圧、直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧、直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧、緊急用直流125V主母線盤電圧、非常用窒素供給系供給圧力、非常用窒素供給系高圧窒素ボンベ圧力、非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力、非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ボンベ圧力を計測する装置は、重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>	

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (13 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するという方針は同様であるが、事業許可時の整理に基づき重要計器の設計方針について記載する。</p>	<p>重要監視パラメータを計測する常設重大事故等対処設備は、「ロ。(ト)(2)② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とし、重要監視パラメータを計測する可搬型重大事故等対処設備については、破損等があった場合においても対処可能なように予備として故障時のバックアップを配備する設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備は、燃料加工建屋から離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図ることにより、重要監視パラメータを計測する設備の信頼性を確保する設計とすることから、重要代替監視パラメータは選定しない。□</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする方針は同様であるが、MOX燃料加工施設においては、重要監視パラメータを計測する設備の信頼性を確保する設計とし、重要代替監視パラメータは選定しないため、代替パラメータによる推定は実施しない。</p> <p>重大事故等が発生した場合は、重要監視パラメータの計測に着手することで、MOX燃料加工施設の状態を把握する手段を有する設計とする。□</p> <p>主要パラメータを計測する設備のうち、重要監視パラメータを計測する設備を重要計器とする。また、重要計器は、重大事故等の発生要因に応じて常設重大事故等対処設備である常設重要計器又は可搬型重大事故等対処設備である可搬型重要計器を使用する設計とする。</p> <p>重要計器は、MOX燃料加工施設の状態を監視するための計測範囲を有する設計とする。SA通③-17</p>	<p>重要監視パラメータを計測する常設重大事故等対処設備は、「ロ。(ト)(2)② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とし、重要監視パラメータを計測する可搬型重大事故等対処設備については、破損等があった場合においても対処可能なように予備として故障時のバックアップを配備する設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備は、燃料加工建屋から離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図ることにより、重要監視パラメータを計測する設備の信頼性を確保する設計とすることから、重要代替監視パラメータは選定しない。◇</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする方針は同様であるが、MOX燃料加工施設においては、重要監視パラメータを計測する設備の信頼性を確保する設計とし、重要代替監視パラメータは選定しないため、代替パラメータによる推定は実施しない。</p> <p>重大事故等が発生した場合は、重要監視パラメータの計測に着手することで、MOX燃料加工施設の状態を把握する手段を有する設計とする。◇</p> <p>主要パラメータを計測する設備のうち、重要監視パラメータを計測する設備を重要計器とする。また、重要計器は、重大事故等の発生要因に応じて常設重大事故等対処設備である常設重要計器又は可搬型重大事故等対処設備である可搬型重要計器を使用する設計とする。</p> <p>重要計器は、MOX燃料加工施設の状態を監視するための計測範囲を有する設計とする。SA通③-17</p>	<p>重要監視パラメータを計測する常設重大事故等対処設備は、「イ。(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とし、重要監視パラメータを計測する可搬型重大事故等対処設備については、破損等があった場合においても対処可能なように予備として故障時のバックアップを配備する設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備は、燃料加工建屋から離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図ることにより、重要監視パラメータを計測する設備の信頼性を確保する設計とすることから、重要代替監視パラメータは選定しない。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合は、重要監視パラメータの計測に着手することで、MOX燃料加工施設の状態を把握する手段を有する設計とする。◇</p> <p>主要パラメータを計測する設備のうち、重要監視パラメータを計測する設備を重要計器とする。また、重要計器は、重大事故等の発生要因に応じて常設重大事故等対処設備である常設重要計器又は可搬型重大事故等対処設備である可搬型重要計器を使用する設計とする。◇</p> <p>重要計器は、MOX燃料加工施設の状態を監視するための計測範囲を有する設計とする。◇</p>	<p>2.3 計測結果の表示、記録及び保存 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉压力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量等のパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータにより推定ができる設計とする。</p> <p>また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（最高計測可能温度等（設計基準最大値等））を明確にするとともに、パラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。</p> <p>④ (P10, 14へ)</p> <p>原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度等想定される重大事故等の対応に必要なパラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする方針は同様であるが、MOX燃料加工施設においては、重要監視パラメータを計測する設備の信頼性を確保する設計とすることから、重要代替監視パラメータは選定及び複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位の設定を行わないため、記載しない。</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (14 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>重要監視パラメータは、重大事故等の対処のために計測、監視及び記録できる設計とする。SA 通③-18</p>	<p>重要監視パラメータは、重大事故等の対処のために計測、監視及び記録する。SA 通③-18</p> <p>MOX燃料加工施設の状態は、常設重要計器及び可搬型重要計器を使用して計測することにより把握する。□</p>	<p>重要監視パラメータは、重大事故等の対処のために計測、監視及び記録する。⇩</p> <p>MOX燃料加工施設の状態は、常設重要計器及び可搬型重要計器を使用して計測することにより把握する。⇩</p>	<p>④ (P13 から)</p> <p>原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度等想定される重大事故等の対応に必要なパラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。</p> <p>⑤ (P17 へ)</p> <p>重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われずとも帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p>	
<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に、重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測、監視、記録する方針は同様であるが、パラメータの監視する場所が異なるため。パラメータの監視場所については、P10にて整理する。</p>					
		<p>重要監視パラメータを計測、監視及び記録する機器は、MOX燃料加工施設における重大事故等において、外的事象を要因とした重大事故等が発生した場合、全交流電源喪失及び計測する機器の故障を想定する。また、内的事象を要因とした重大事故等が発生した場合、全交流電源が健全である場合又は全交流電源の喪失を想定する。□</p> <p>MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合は、常設重要計器、可搬型重要計器、情報把握設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備を使用する設計とする。□</p> <p>なお、技術的能力審査基準に示す対応手段等により、重要監視パラメータの計測に着手することで、MOX燃料加工施設の状態を監視及び記録する手段を有する設計とする。□</p> <p>緊急時対策所にて表示する「へ。放射線管理施設の構造及び設備」の監視測定設備の測定データは「へ。放射線管理施設の構造及び設備」にて記載する。□</p>	<p>重要監視パラメータを計測、監視及び記録する機器は、MOX燃料加工施設における重大事故等において、外的事象を要因とした重大事故等が発生した場合、全交流電源喪失及び計測する機器の故障を想定する。また、内的事象を要因とした重大事故等が発生した場合、全交流電源が健全である場合又は全交流電源の喪失を想定する。⇩</p> <p>MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合は、常設重要計器、可搬型重要計器、情報把握設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備を使用する設計とする。⇩</p> <p>なお、技術的能力審査基準に示す対応手段等により、重要監視パラメータの計測に着手することで、MOX燃料加工施設の状態を監視及び記録する手段を有する設計とする。⇩</p> <p>緊急時対策所にて表示する「へ(ロ)(4)系統構成及び主要設備」の監視測定設備の測定データは「へ(ロ)(4)系統構成及び主要設備」にて記載する。⇩</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (15 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 緊急時対策建屋情報把握設備の設備構成を明確にした。 緊急時対策建屋情報把握設備の設置に関する記載 (SA通③-1の一部) は、SA通③-2における緊急時対策建屋情報把握設備の記載に統合した。 また、位置付ける目的について明確にした。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するという方針は同様であるが、事業許可時の整理に基づき、各情報把握設備に関する設計方針 (設備構成、監視項目、電源) について記載する。</p>	<p>重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを緊急時対策所において監視及び記録できるよう、緊急時対策建屋情報把握設備として、情報収集装置、情報表示装置を設置する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置 (燃料加工建屋) 及びデータ表示装置 (燃料加工建屋) を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等に対処するために必要なパラメータを緊急時対策所において監視及び記録できる設計とする。SA通③-2, SA通③-1</p> <p>情報収集装置は、火災防護設備の代替火災感知設備、気体廃棄物の廃棄設備の放出防止設備及び水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、情報表示装置に表示する設計とする。SA通③-3</p> <p>データ収集装置 (燃料加工建屋) は、火災防護設備の代替火災感知設備、廃棄設備の放出防止設備及び水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに加工施設における放射性物質の濃度の確認に必要な測定データを収集し、データ表示装置 (燃料加工建屋) に表示する設計とする。SA通③-4</p> <p>情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置 (燃料加工建屋) 及びデータ表示装置 (燃料加工建屋) は緊急時対策建屋電源設備から給電する設計とする。SA通③-5</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に、重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備を設置する設計とする方針は同様であるが、設備構成が異なるため。</p> <p>当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象設備の一部を重大事故の対象として使用するため。</p>		<p>2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 b. 情報の把握</p> <p>緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</p>	<p>SA通③-2 (P6 から) SA通③-1 (P6 から)</p> <p>SA③-3 (P7 から)</p> <p>SA③-4 (P7 から)</p> <p>SA③-5 (P8 から)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (16 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するという方針は同様であるが、事業許可時の整理に基づき、各情報把握設備に関する設計方針(設備構成、監視項目、電源)について記載する。</p>	<p>重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを再処理施設の中央制御室において監視及び記録できるよう、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置を設置する設計とする。SA通③-1</p> <p>制御建屋情報把握設備は、火災防護設備の代替火災感知設備、放出防止設備及び水供給設備の重要監視パラメータ並びに代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを表示、監視及び記録できる設計とする。SA通③-7</p> <p>情報把握収集伝送設備は、火災防護設備の代替火災感知設備、放出防止設備及び水供給設備の重要監視パラメータ並びに放射線管理施設の排気モニタリング設備、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の測定データを伝送及び記録できる設計とする。SA通③-8</p>	<p>【許可からの変更点等】 パラメータの監視場所と使用設備を明確化するため、記載を分割する。</p>			<p>SA通③-1 (P6 から)</p> <p>SA通③-7 (P8 から)</p> <p>SA通③-8 (P9 から)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (17 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 記録, 保存, 帳票として出力できる機能を有する設備を明確にした。(30条展開(個数容量)から展開)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても, これら重要監視パラメータを監視及び記録できる設計とするという, 当社施設の設計上の考慮を記載するため。</p>	<p>重要監視パラメータは, 制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置, 制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置にて電磁的に記録及び保存し, 電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また, 記録に必要な容量は, 記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。SA通⑦-21, SA通⑦-25</p> <p>また, MOX燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても, これら重要監視パラメータを監視及び記録できる設計とする。SA通信③-19</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置は, 再処理施設と共用する。SA通⑥-7</p> <p>制御建屋情報把握設備である情報把握計装設備用屋内伝送系統, 建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置並びに情報把握収集伝送設備である第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は, 再処理施設と共用する。SA通⑥-8</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, MOX燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に, 重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備を設置する設計とする方針は同様であるが, 設備構成が異なるため。</p> <p>また, MOX燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても, これら重要監視パラメータを監視及び記録できる設計とする。SA通③-19</p> <p>重要監視パラメータの対象を第4表に示す。□</p> <p>制御建屋情報把握設備である情報把握計装設備用屋内伝送系統, 建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置並びに情報把握収集伝送設備である第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は, 再処理施設と共用する設計とする。SA通⑥-8</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置及び情報把握収集伝送設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統, 建屋間伝送用無線装置, 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は再処理施設と共用する。□</p>	<p>また, MOX燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても, これら重要監視パラメータを監視及び記録できる設計とする。⇩</p> <p>重要監視パラメータの対象を添5第57表, 補助パラメータの対象を添5第58表に示す。⇩</p>	<p>⑤ (P14から)</p> <p>④重大事故等の対応に必要なパラメータは, 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録, 保存し, 電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また, 記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p>	<p>SA通⑦-21 (P30から) SA通⑦-25 (P31から)</p> <p>SA通⑥-7 (P2から)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (18 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するための代替通信連絡設備について明確にした。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象設備の一部を重大事故の対象として使用するため。</p> <p>【許可からの変更点】 位置付ける目的について、明確にした。</p>	<p>7. 8. 2 通信連絡設備 (事業所外)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) を設ける設計とする。SA 通①-7</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有できる設計とする。SA 通②-3</p> <p>また、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X は、計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するために使用する設計とする。SA 通①-8</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するために、代替通信連絡設備を設ける設計とする。SA 通①-7</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用) を配備する。①</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA 通②-3</p> <p>また、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するために使用する。SA 通①-8</p>	<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉、MOX燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測、監視を行ったパラメータを所内の必要場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが、MOX燃料加工施設にて必要となる通信連絡設備と発電炉にて必要となる通信連絡設備及び設置場所が異なるため。また、通信連絡設備の必要数量は別途展開するため。代替通信連絡設備の設置及び保管場所は P19 にて整理する。</p> <p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉、MOX燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に所外の通信連絡をする必要のある場所と計測、監視を行ったパラメータを共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが、加工施設の技術基準規則第三十九条には緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送することの要求がなく、事業変更許可申請書の整理に基づき、計測、監視を行ったパラメータは統合原子力防災ネットワーク I P-F A X を用いることと整理しているため。</p>	<p>4.2 通信連絡設備 (発電所外) (設計基準対処施設の記載については、第25条にて展開するため、省略する)</p> <p>⑥ (P19 へ)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備 (発電所外) 及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外 (社内外) の必要場所で共有するために必要な通信設備 (発電所外) として、必要な数量の衛星電話設備 (固定型) を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備 (携帯型) 及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、I P 電話及び I P-F A X) を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備 (発電所外) として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設における可搬型重大事故等対処設備の必要数量については、P27～P31 (第30条 個数・容量) にて整理する。</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (19 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する設計とする。SA通①-9</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、可搬型重大事故等対処設備として、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。SA通①-10</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、可搬型重大事故等対処設備として、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。SA通①-11</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。SA通①-12</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測、監視を行ったパラメータを所外の必要の場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが、MOX燃料加工施設にて必要となる通信連絡設備と発電炉にて必要となる通信連絡設備及び設置場所が異なるため。 また、通信連絡設備の必要な数量は別途展開するため。 代替通信連絡設備の設備構成についてはP18にて整理する。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、衛星回線を用いて通信連絡を行う設備である。□</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。SA通①-12</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設ける設計とする。SA通①-9</p> <p>また、統合原子力防災ネットワークIP-FAXは、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要の場所で共有するために使用する。□</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに通信連絡設備の一部について屋外に配備したアンテナと接続することにより屋内で使用できる設計とする方針は同様であるが、設備構成が異なるため。</p>	<p>⑥(P18から)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要の場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	<p>SA通①-9（同ページ下部より）</p> <p>SA通①-10（P44から）</p> <p>SA通①-11（P44から）</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (20 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通④-5</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通④-6</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電池で動作可能な設計とする。SA 通④-7</p> <p>また、充電池を用いるものについては、所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。SA 通④-4</p>	<p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通④-5</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通④-6</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電池で動作可能な設計とする。SA 通④-7</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに通信連絡設備の一部について代替電源設備から受電し動作可能な設計とする方針は同様であるが、MOX燃料加工施設では常設重大事故等対処設備の電源設備から受電しないため。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに通信連絡設備の一部について充電池又は乾電池で動作可能な設計とし、7日間以上継続して通話できる設計とする方針は同様であるが、MOX燃料加工施設と発電炉で運用が異なるため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX 燃料加工施設ともに重大事故等が発生した際に所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測、監視を行ったパラメータを所内の必要な場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが、加工施設の技術基準規則において重大事故等時に緊急時対策所へのデータ伝送の要求がなく、事業変更許可申請書の整理に基づき、計測、監視を行ったパラメータは代替通信連絡又は情報把握設備を用いて共有する方針のためデータ伝送設備は記載しない。 情報把握設備については、P6 以降にて整理する。</p>		<p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、充電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所建屋内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及びI P - F A X）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、基準地震動 S s による地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p>	<p>SA 通④-4 (P4 から)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (21 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 共用する代替通信連絡設備について対象を明確にした。</p>	<p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理施設と共用する。SA通⑥-1</p> <p>共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA通⑥-2, SA通⑦-1</p>	<p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理施設と共用する。①</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに通信連絡設備の一部について他施設と共用する方針は同様であるが、MOX燃料加工施設と発電炉で通信連絡設備を共用する意図が異なるため。</p> <p>共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA通⑥-2, SA通⑦-1</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに通信連絡設備は共用により悪影響を及ぼさない設計とする方針は同様であるが、MOX燃料加工施設と発電炉で共用する通信連絡設備が異なるため。</p>		<p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。② (P5 から)</p> <p>通信連絡設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体向）は、東海発電所と共用とするが、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>SA通⑥-1 (P2 から)</p> <p>SA通⑥-2, SA通⑦-1 (P5 へ)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (22 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。(P22~P37について同様)</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電源設備に対して多様性を有する設計とする。SA通⑤-1</p> <p>また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。SA通⑤-2</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して独立性を有する設計とする。SA通⑤-3</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「ト.(イ)(7)②f. 緊急時対策建屋電源設備」の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電源設備に対して多様性を有する設計とする。SA通⑤-1</p> <p>また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。SA通⑤-2</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して独立性を有する設計とする。SA通⑤-3</p>	<p>(a) 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ. (ハ)(1)①a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。⚡</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「ト.(イ)(7) 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電源設備に対して多様性を有する設計とする。⚡</p> <p>また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。⚡</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して独立性を有する設計とする。⚡</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (23 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ及び所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内電源設備（電源設備）である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電源設備に対して多様性を有する設計とする。SA 通⑤-4</p> <p>また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ及び所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。SA 通⑤-5</p>	<p><u>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ及び所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「ト. (イ)(3) 所内電源設備（電源設備）」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の一部である緊急時対策建屋発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電源設備に対して多様性を有する設計とする。SA 通⑤-4</u></p> <p>また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ及び所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。SA 通⑤-5</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「ト. (イ)(3) 所内電源設備（電源設備）」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は「ト. (イ)(7) 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電源設備に対して多様性を有する設計とする。Ⓐ</p> <p>また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。Ⓐ</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (24 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「所内携帯電話等」の指す内容は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話の他多数あり詳細は添付の説明書で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星携帯電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれないよう、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリが設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと位置的分散を図る設計とする。SA通⑤-6</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、それぞれ1台で計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。SA通⑤-7</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星携帯電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれないよう、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリが設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと位置的分散を図る。SA通①-4、SA通⑤-6</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、それぞれ1台で計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。SA通⑤-7</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星携帯電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれないよう、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリが設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと位置的分散を図る。⇩</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、それぞれ1台で計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。⇩</p>	<p>SA通①-4 (P3～)</p>	<p></p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (25 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置は、所内電源設備(電源設備)である制御建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機から給電することで、制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置に対して多様性を有する設計とする。SA通⑤-8</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、所内電源設備(電源設備)である情報把握計装設備可搬型発電機及び燃料加工建屋可搬型発電機から給電することで、グローブボックス温度監視装置(伝送路として使用)、グローブボックス負圧・温度監視設備(伝送路として使用)及び燃料加工建屋データ収集装置に対して多様性を有する設計とする。SA通⑤-9</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)及びデータ表示装置(燃料加工建屋)は、共通要因によって制御建屋情報把握設備の制御建屋データ表示装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、独立性及び位置的分散を図る設計とする。SA通⑤-10</p>	<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置は、「ト.(イ)(3)所内電源設備(電源設備)」の一部である制御建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機から給電することで、制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置に対して多様性を有する設計とする。SA通⑤-8</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、「ト.(イ)(3)所内電源設備(電源設備)」の一部である情報把握計装設備可搬型発電機及び燃料加工建屋可搬型発電機から給電することで、グローブボックス温度監視装置(伝送路として使用)、グローブボックス負圧・温度監視設備(伝送路として使用)及び燃料加工建屋データ収集装置に対して多様性を有する設計とする。SA通⑤-9</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)及びデータ表示装置(燃料加工建屋)は、共通要因によって制御建屋情報把握設備の制御建屋データ表示装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、独立性及び位置的分散を図る設計とする。SA通⑤-10</p>	<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置は、「ト.(イ)(3)所内電源設備(電源設備)」の一部である制御建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機から給電することで、「ト.(イ)(3)所内電源設備(電源設備)」の一部である所内電源設備の給電で動作する制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置に対して多様性を有する設計とする。⚡</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、情報把握計装設備可搬型発電機及び「ト.(イ)(3)所内電源設備(電源設備)」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機から給電することで、「ト.(イ)(3)所内電源設備(電源設備)」の一部である所内電源設備の給電で動作するグローブボックス温度監視装置、グローブボックス負圧・温度監視設備及び燃料加工建屋データ収集装置に対して多様性を有する設計とする。⚡</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)及びデータ表示装置(燃料加工建屋)は、共通要因によって制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、独立性及び位置的分散を図る設計とする。⚡</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (26 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置は、共通要因によって制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。SA通⑤-11</p> <p>また、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。SA通⑤-12</p> <p>代替通信連絡設備のうち通話装置のケーブルは、重大事故等発生前(通常時)の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑥-3</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑥-4</p>	<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置は、共通要因によって制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。SA通⑤-11</p> <p>また、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。SA通⑤-12</p> <p>代替通信連絡設備のうち通話装置のケーブルは、重大事故等発生前(通常時)の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑥-3</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑥-4</p>	<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置は、共通要因によって制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。Ⓐ</p> <p>また、情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。Ⓐ</p> <p>情報把握設備の電源供給図を添5第86図に示す。Ⓐ</p> <p>(b) 悪影響防止 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① b. 悪影響防止」に示す。</p> <p>代替通信連絡設備のうち通話装置のケーブルは、重大事故等発生前(通常時)の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。Ⓐ</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。Ⓐ</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (27 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑥-5</p> <p>情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置及びグローブボックス負圧・温度監視設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑥-6</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。SA通⑦-2</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。SA通⑦-3</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑥-5</p> <p>情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置及びグローブボックス負圧・温度監視設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑥-6</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。SA通⑦-2</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。SA通⑦-3</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⚡</p> <p>情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置(伝送路として使用)及びグローブボックス負圧・温度監視設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⚡</p> <p>(c) 個数及び容量 基本方針については、「イ. (ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。⚡</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。⚡</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (28 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「再処理事業所外等」の指す内容は国、地方公共団体の他多数あり、詳細は添付書類の説明書で示すため、当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>絡設備として2回線以上有する設計とする。SA通⑦-4</p> <p>所内通信連絡設備の環境中継サーバは、計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所に必要データを伝送できる設計とするとともに、必要な個数として1台を有する設計とする。SA通⑦-5</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP-FAXは、計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な箇所に連絡することができる設計とするとともに、必要な個数として1台を有する設計とする。SA通⑦-6</p> <p>再処理施設と共用する統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。SA通⑦-7</p> <p>代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する設計とする。SA通⑦-8</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。SA通⑦-9</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。SA通⑦-10</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として</p>	<p>絡設備として2回線以上有する設計とする。SA通⑦-4</p> <p>所内通信連絡設備の環境中継サーバは、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所に必要データを伝送できる設計とするとともに、必要な個数として1台を有する設計とする。SA通⑦-5</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP-FAXは、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な箇所に連絡することができる設計とするとともに、必要な個数として1台を有する設計とする。SA通⑦-6</p> <p>再処理施設と共用する統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。SA通⑦-7</p> <p>代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する。SA通⑦-8</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。SA通⑦-9</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する。SA通⑦-10</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として</p>	<p>絡設備として2回線以上有する設計とする。⇩</p> <p>所内通信連絡設備の環境中継サーバは、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所に必要データを伝送できる設計とするとともに、必要な個数として1台を有する設計とする。⇩</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP-FAXは、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な箇所に連絡することができる設計とするとともに、必要な個数として1台を有する設計とする。⇩</p> <p>再処理施設と共用する統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。⇩</p> <p>代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する。⇩</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。⇩</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する。⇩</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (29 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。SA通⑦-11</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。SA通⑦-12</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。SA通⑦-13</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として44台、予備として故障時のバックアップを44台の合計88台以上を確保する設計とする。SA通⑦-14</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。SA通⑦-15</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。SA通⑦-16</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。SA通⑦-17</p>	<p>8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。SA通⑦-11</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。SA通⑦-12</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する。SA通⑦-13</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として44台、予備として故障時のバックアップを44台の合計88台以上を確保する。SA通⑦-14</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。SA通⑦-15</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。SA通⑦-16</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。SA通⑦-17</p>	<p>8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。⇩</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。⇩</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する。⇩</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として44台、予備として故障時のバックアップを44台の合計88台以上を確保する。⇩</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。⇩</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⇩</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。⇩</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (30 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)、再処理施設と共用する情報収集装置、情報表示装置は、想定される重大事故等時において必要な重要監視パラメータを収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。SA通⑦-18</p> <p>制御建屋情報把握設備の建屋間伝送用無線装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに、予備を含めた数量として制御建屋又は燃料加工建屋に2系統以上を有する設計とする。SA通⑦-19</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置は、収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。SA通⑦-20</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は、重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。SA通⑦-21</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は、重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。SA通⑦-22</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)、再処理施設と共用する情報収集装置、情報表示装置は、<u>想定される重大事故等時において必要な重要監視パラメータを収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とする</u>とともに、予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。SA通⑦-18</p> <p>制御建屋情報把握設備の建屋間伝送用無線装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統、<u>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とする</u>とともに、予備を含めた数量として<u>制御建屋又は燃料加工建屋に2系統以上を有する設計とする</u>。SA通⑦-19</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置は、<u>収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする</u>。また、<u>記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする</u>。SA通⑦-20</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は、<u>重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする</u>。SA通⑦-21</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)、再処理施設と共用する情報収集装置及び情報表示装置は、<u>想定される重大事故等時において必要な重要監視パラメータを収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とする</u>とともに、予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。⚡</p> <p>制御建屋情報把握設備の建屋間伝送用無線装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統、<u>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とする</u>とともに予備を含めた数量として<u>制御建屋又は燃料加工建屋に2系統及び燃料加工建屋に2系統以上を有する設計とする</u>。⚡</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置は、<u>収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする</u>。また、<u>記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする</u>。⚡</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は、<u>重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする</u>。⚡</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は、<u>重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする</u>。SA通⑦-22</p>		<p>SA通⑦-21 (P17へ)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (31 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、必要なデータ量の収集及び記録容量を有する設計とし、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め必要な台数以上確保する設計とする。SA通⑦-23</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置は、収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。SA通⑦-24</p> <p>再処理施設と共用する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置及び情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、対処に必要なデータの収集、記録容量又はデータの伝送容量及び個数を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA通⑦-25</p>	<p><u>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、必要なデータ量の収集及び記録容量を有する設計とし、保有数は、必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに、故障時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。SA通⑦-23</u></p> <p><u>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置は、収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。SA通⑦-24</u></p> <p><u>再処理施設と共用する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置及び情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、対処に必要なデータの収集、記録容量又はデータの伝送容量及び個数を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA通⑦-25</u></p>	<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、必要なデータ量の収集及び記録容量を有する設計とし、保有数は、必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに、故障時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。Ⓐ</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置は、収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。Ⓐ</p> <p>再処理施設と共用する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置及び情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、対処に必要なデータの収集、記録容量又はデータの伝送容量及び個数を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。Ⓐ</p>		<p>SA通⑦-25 (P17へ)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (32 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の通話装置のケーブル、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA通⑧-1</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA通⑧-2</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、代替通信連絡設備の通話装置のケーブル、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA通⑧-3</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の通話装置のケーブル、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、「ロ.(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA通⑧-1</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、「ロ.(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA通⑧-2</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、代替通信連絡設備の通話装置のケーブル、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA通⑧-3</p>	<p>(d) 環境条件等 基本方針については、「イ.(ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の通話装置のケーブル、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⚡</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリ並びに代替通信連絡設備の通話装置のケーブル、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。⚡</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは自然現象、人為事象、洪水、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応により機能を維持する設計とする。⚡</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。⚡</p>		

【許可からの変更点等】
記載の適正化 (以下同様)

【「等」の解説】
風(台風)等の詳細は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」で建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示しているため本基本設計方針では記載しない。(以下同様)

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (33 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-4</p> <p>代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して除灰する手順を保安規定に定めて，管理する。SA 通⑧-5</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。SA 通⑧-6</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護をする設計とする。SA 通⑧-7</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバ，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-8</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-4</p> <p>代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して除灰する手順を整備する。SA 通⑧-5</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。SA 通⑧-6</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護をする設計とする。SA 通⑧-7</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバ，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保や修理の対応により機能を維持する設計とする。SA 通⑧-8</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⇩</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，「イ. (ハ) (1) ⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⇩</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護をする設計とする。⇩</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。⇩</p> <p>代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して除灰する手順を整備する。⇩</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (34 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA通⑧-9</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。SA通⑧-10</p> <p>内的事象を要因として重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ表示装置（燃料加工建屋）は、<u>自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>SA通⑧-11</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA通⑧-12</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。SA通⑧-13</p>	<p><u>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u>SA通⑧-9</p> <p><u>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</u>SA通⑧-10</p> <p><u>内的事象を要因として重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ表示装置（燃料加工建屋）は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保及び修理により機能を損なわない設計とする。</u>SA通⑧-11</p> <p><u>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して、代替設備により機能を維持する設計とする。</u>SA通⑧-12</p> <p><u>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。</u>SA通⑧-13</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。⇩</p> <p>内的事象を要因として重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保及び修理により機能を損なわない設計とする。⇩</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して、代替設備により機能を維持する設計とする。⇩</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。⇩</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⇩</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応等により機能を維持する設計とする。⇩</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (35 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-14</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置は、<u>自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>SA 通⑧-15</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、「<u>8. 1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備</u>」の「<u>8. 1. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</u>」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-16</p> <p>制御建屋情報把握設備の建屋間伝送無線装置は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-17</p> <p>情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（伝送路として使用）、グローブボックス負圧・温度監視設備、燃料加工建屋データ収集装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-18</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（伝送路として使用）、グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置は、<u>自然現</u></p>	<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-14</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置は、<u>地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応等により機能を維持する設計とする。</u>SA 通⑧-15</p> <p>制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、「<u>ロ. (ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</u>」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-16</p> <p>制御建屋情報把握設備の建屋間伝送無線装置は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-17</p> <p>情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（伝送路として使用）、グローブボックス負圧・温度監視設備、燃料加工建屋データ収集装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-18</p> <p>情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（伝送路として使用）、グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置は、<u>地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機</u></p>	<p>制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、「イ. (ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⇩</p> <p>制御建屋情報把握設備の建屋間伝送用無線装置は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。⇩</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⇩</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。⇩</p> <p>情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置、グローブボックス負圧・温度監視設備、燃料加工建屋データ収集装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⇩</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (36 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>象, 人為事象, 溢水, 火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保, 修理の対応により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-19</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は燃料加工建屋内に設置し, 溢水量を考慮し, 影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。SA 通⑧-20</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は, 「8. 1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8. 1. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-21</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送無線装置は, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響に対して, 風(台風)及び竜巻による風荷重, 積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-22</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋), 制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋), 制御建屋可搬型情報収集装置, 情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置, 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は, 外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し, 風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-23</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋), 制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋), 制御建屋可搬型情報収集装置, 情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置, 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は, 想定される重大</p>	<p>能の確保, 修理の対応等により機能を維持する設計とする。SA 通⑧-19</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は燃料加工建屋内に設置し, 溢水量を考慮し, 影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。SA 通⑧-20</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は, 「ロ.(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-21</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送無線装置は, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響に対して, 風(台風)及び竜巻による風荷重, 積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-22</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋), 制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋), 制御建屋可搬型情報収集装置, 情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置, 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は, 外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し, 風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA 通⑧-23</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋), 制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋), 制御建屋可搬型情報収集装置, 情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置, 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は, 想定される重大</p>	<p>情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置, グローブボックス負圧・温度監視設備及び燃料加工建屋データ収集装置は, 地震等により機能が損なわれる場合, 代替設備による機能の確保, 修理の対応等により機能を維持する設計とする。⇩</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は燃料加工建屋内に設置し, 溢水量を考慮し, 影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。⇩</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は, 「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⇩</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置は, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響に対して, 風(台風)及び竜巻による風荷重, 積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。⇩</p>		<p>SA 通⑧-21 (P30 から)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (37 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。SA通⑧-24</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルと可搬型通話装置との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。SA通⑨-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。SA通⑨-2</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。SA通⑨-3</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置と燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。SA通⑨-4</p>	<p>事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。SA通⑧-24</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルと可搬型通話装置との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。SA通⑨-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。SA通⑨-2</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。SA通⑨-3</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置と燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。SA通⑨-4</p>	<p>(e) 操作性の確保 基本方針については、「イ. (ハ)(1)④a. 操作性の確保」に示す。</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルと可搬型通話装置との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⇩</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⇩</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。⇩</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置と燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。⇩</p> <p>c. 主要設備及び仕様 通信連絡を行うために必要な設備の仕様を添5第55表及び添5第56表(1)～(5)に示す。⇩</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (38 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>d. 系統構成及び主要設備 (a) 再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、通話装置のケーブルを設置する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための設備として、「へ. (ロ)(4)②b. 代替モニタリング設備」の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び「へ. (ロ)(4)②g. 代替気象観測設備」の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置を配備する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「ト. (イ)(3)②b (a) i. (i) 代替電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機及び「ト. (イ)(7) 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機を配備する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備へ給電するための設備として「ト. (イ)(3) 所内電源設備（電源設備）」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設置する。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (39 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「ト. (イ)(3) 所内電源設備(電源設備)」の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバを常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>通話装置のケーブルは、燃料加工建屋内において、必要な連絡を行う際に使用するものであり、屋内にあらかじめ敷設してあるケーブル及び接続口で構成される系統である。◇</p> <p>通話装置のケーブルは、常設重大事故等対処設備として燃料加工建屋内に2系統設け、可搬型通話装置を接続して使用可能な設備である。SA 通①-2</p> <p>可搬型通話装置は、燃料加工建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を通話装置のケーブルに接続することで、通話装置のケーブルを通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設備である。SA 通①-3</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、中央監視室、再処理施設の中央制御室、緊急時対策所及び屋外間で連絡を行う際に使用するものであり、衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、可搬型重大事故等対処設備として燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する。SA 通①-6</p>	<p>【許可からの変更点等】 ケーブルの系統数については、別途展開するため記載しない。 (30条展開 個数・容量にて展開)</p>	<p>SA 通①-2 (P3 ~)</p> <p>SA 通①-3 (P3 ~)</p> <p>SA 通①-6 (P3 ~)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (40 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設備である。SA 通①-5</p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設備である。⇩</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電電池で動作可能な設備である。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、「ト. (イ)(3) 所内電源設備（電源設備）」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機並びに、「ト. (イ)(7) 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設備である。⇩</p> <p>乾電池を用いる設備は、7日間以上継続して通話が可能な設備である。⇩</p> <p>また、充電電池を用いる設備は、「ト. (イ)(3) 所内電源設備（電源設備）」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話が可能な設備である。⇩</p> <p>再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備は、重大事故等対処設備として以下の所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備並びに情報把握設備で構成する。⇩</p>		SA 通①-5 (P3 ~)

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (41 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			i. 所内通信連絡設備 (i) 常設重大事故等対処設備 ページング装置 (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用) 所内携帯電話 (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用) 専用回線電話 (設計基準対象の施設と兼用) ファクシミリ (設計基準対象の施設と兼用) 環境中継サーバ (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用) ii. 代替通信連絡設備 (i) 常設重大事故等対処設備 通話装置のケーブル (ii) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型通話装置 可搬型衛星電話(屋内用) (再処理施設と共用) 可搬型トランシーバ(屋内用) 可搬型衛星電話(屋外用) (再処理施設と共用) 可搬型トランシーバ(屋外用) iii. 情報把握設備 (i) 緊急時対策建屋情報把握設備 (i)-1 常設重大事故等対処設備 情報収集装置 (再処理施設と共用) 情報表示装置 (再処理施設と共用) データ収集装置 (燃料加工建屋) データ表示装置 (燃料加工建屋) (ii) 制御建屋情報把握設備 (i)-1 常設重大事故等対処設備 情報把握計装設備用屋内伝送系統 (再処理施設と共用) 建屋間伝送用無線装置(再処理施設と共用) 制御建屋データ収集装置 制御建屋データ表示装置		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (42 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(i)-2 可搬型重大事故等対処設備 制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋) 制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋) 制御建屋可搬型情報収集装置 (再処理施設と共用)</p> <p>(iii) 情報把握収集伝送設備 (i)-1 常設重大事故等対処設備 燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 燃料加工建屋間伝送用無線装置 グローブボックス温度監視装置 (設計基準対象の施設と兼用, 伝送路として使用) グローブボックス負圧・温度監視設備 (設計基準対象の施設と兼用, 伝送路として使用) 燃料加工建屋データ収集装置</p> <p>(i)-2 可搬型重大事故等対処設備 燃料加工建屋可搬型情報収集装置 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 (再処理施設と共用) 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 (再処理施設と共用) 情報把握計装設備可搬型発電機 (再処理施設と共用)</p> <p>重大事故等が発生した場合に, 計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する通信設備として, 「ト.(イ)(8)②d.(a)i. 所内通信連絡設備」及び「ト.(イ)(8)②d.(a)ii. 代替通信連絡設備」を使用する。⇩</p> <p>具体的には, 「ヘ.(ロ)(4)②b. 代替モニタリング設備」の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び「ヘ.(ロ)(4)②g. 代替気象観測設備」の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置が配備されるまでは, 可搬型衛星電話(屋内用), 可搬型トランシーバ(屋内用), 可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を使用する。⇩</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (43 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>制御建屋情報把握設備、情報把握収集伝送設備、「へ.(ロ)(4)②b.代替モニタリング設備」の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、「へ.(ロ)(4)②g.代替気象観測設備」の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置及び緊急時対策建屋情報把握設備が配備された後は、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを制御建屋情報把握設備、情報把握収集伝送設備、「へ.(ロ)(4)②b.代替モニタリング設備」の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び「へ.(ロ)(4)②g.代替気象観測設備」の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置及び緊急時対策建屋情報把握設備にて共有する。⚡</p> <p>(b) 再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムを設置する。⚡</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)を配備する。⚡</p> <p>重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「ト.(イ)(7)緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置する。⚡</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「ト.(イ)(3)所内電源設備(電源設備)」の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。⚡</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (44 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。⇩</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは, 専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり, 常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する。⇩</p> <p>可搬型衛星電話 (屋内用) は, 再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり, 衛星回線を用いて通信連絡を行う設備である。⇩</p> <p>可搬型衛星電話 (屋内用) は, 可搬型重大事故等対処設備として, 緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する。SA 通①-10</p> <p>可搬型衛星電話 (屋外用) は, 再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり, 衛星回線を用いて通信連絡を行う設備である。⇩</p> <p>可搬型衛星電話 (屋外用) は, 可搬型重大事故等対処設備として, 制御建屋, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する。SA 通①-11</p> <p>可搬型衛星電話 (屋内用) は, ハンドセットを緊急時対策建屋内に配備し, 屋外に配備したアンテナと接続することにより, 屋内で使用可能な設備である。⇩</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは, 「ト. (イ) (7) 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電することにより動作可能な設備である。⇩</p>		<p>SA 通①-10 (P19 へ)</p> <p>SA 通①-11 (P19 へ)</p>

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (45 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>可搬型衛星電話(屋内用)は、「ト.(イ)(7) 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電することにより動作可能な設備である。⇩</p> <p>可搬型衛星電話(屋外用)は、代替電源として充電池で動作可能な設備である。⇩</p> <p>再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備は、重大事故等対処設備として以下の所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備で構成する。⇩</p> <p>再処理事業所外への通信設備のうち、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設と共用する。⇩</p> <p>i. 所外通信連絡設備</p> <p>(i) 常設重大事故等対処設備</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP電話 (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP-FAX (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)</p> <p>統合原子力防災ネットワークTV会議システム (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)</p> <p>一般加入電話 (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)</p> <p>一般携帯電話 (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)</p> <p>衛星携帯電話 (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)</p> <p>ファクシミリ (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (46 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>ii. 代替通信連絡設備 (i) 常設重大事故等対処設備 統合原子力防災ネットワークIP電話 (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用) 統合原子力防災ネットワークIP-FAX (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用) 統合原子力防災ネットワークTV会議システム (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用) (ii) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型衛星電話(屋内用) (再処理施設と共用) 可搬型衛星電話(屋外用) (再処理施設と共用)</p> <p>重大事故等が発生した場合に、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する通信設備として、「ト.(イ)(8)①c (a) ii. 所外通信連絡設備」及び「ト.(イ)(8)②d. (a) ii. 代替通信連絡設備」を使用する。⇩</p> <p>具体的には、制御建屋情報把握設備、情報把握収集伝送設備、「ヘ.(ロ)(4)②b. 代替モニタリング設備」の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び「ヘ.(ロ)(4)②g. 代替気象観測設備」の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置並びに緊急時対策建屋情報把握設備が配備されるまでは、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)を使用する。⇩</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (47 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。(P47, P48について同様)</p> <p>【「等」の解説】 「<u>保守等</u>」が指す具体的な内容は設備によって異なり、保安規定に基づき策定する保全計画において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。</p>	<p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、<u>保守等</u>が可能な設計とする。SA通⑩-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、<u>保守等</u>が可能な設計とする。SA通⑩-2</p>	<p>所内通信連絡設備のページング装置、<u>所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、<u>保守等</u>が可能な設計とする。SA通⑩-1</u></p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、<u>可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、<u>保守、分解点検等</u>が可能な設計とする。SA通⑩-2</u></p>	<p>制御建屋情報把握設備、情報把握収集伝送設備、「へ.(ロ)(4)②b.代替モニタリング設備」の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び「へ.(ロ)(4)②g.代替気象観測設備」の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置、代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置及び緊急時対策建屋情報把握設備が配備された後は、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを統合原子力防災ネットワークIP-FAXにて送信し、共有する。Ⓐ</p> <p>e. 試験・検査 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④b.試験・検査性」に示す。</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリ並びに代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、<u>保守等</u>が可能な設計とする。Ⓐ</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、通常時において、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、<u>保守、分解点検等</u>が可能な設計とする。Ⓐ</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (48 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>乾電池を用いるものについては、定期的に乾電池を交換する手順を、充電電池を用いるものについては、定期的に充電を行う手順を保安規定に定めて、管理する。SA 通⑩-3</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報収集装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。SA 通⑩-4</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。SA 通⑩-5</p>	<p>乾電池を用いるものについては、定期的に乾電池を交換する。充電電池を用いるものについては、定期的に充電を行う。SA 通⑩-3</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報収集装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。SA 通⑩-4</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。SA 通⑩-5</p>	<p>乾電池を用いるものについては、定期的に乾電池を交換する。充電電池を用いるものについては、定期的に充電を行う。⇩</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)及びデータ表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置並びに「ト.(イ)(3) 所内電源設備(電源設備)」の一部である制御建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。⇩</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機並びに「ト.(イ)(3) 所内電源設備(電源設備)」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。⇩</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、保管数量及び保管状態を定期的に確認する。⇩</p>		

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (49 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>通信連絡設備, 代替通信連絡設備, 制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備の一覧を以下に示す。□□</p> <p>① 所内通信連絡設備□□</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>ページング装置 (警報装置含む)</p> <p>(再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>所内携帯電話 (再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>専用回線電話</p> <p>1 式</p> <p>ファクシミリ</p> <p>1 式</p> <p>環境中継サーバ (再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>② 所外通信連絡設備□□</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話</p> <p>(再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P - F A X</p> <p>(再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム</p> <p>(再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>一般加入電話 (再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>一般携帯電話 (再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>衛星携帯電話 (再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>ファクシミリ (再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>③ 代替通信連絡設備□</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>通話装置のケーブル</p> <p>1 式</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話</p> <p>(設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>(再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P - F A X</p> <p>(設計基準対象の施設と兼用)</p>			

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (50 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		(再処理施設と共用) 1式 統合原子力防災ネットワークTV会議 システム (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用) 1式 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型通話装置 1式 可搬型衛星電話 (屋内用) (再処理施設と共用) 1式 可搬型トランシーバ (屋内用) 1式 可搬型衛星電話 (屋外用) (再処理施設と共用) 1式 可搬型トランシーバ (屋外用) 1式 ④ 緊急時対策建屋情報把握設備② [常設重大事故等対処設備] 情報収集装置 (再処理施設と共用) 1式 情報表示装置 (再処理施設と共用) 1式 データ収集装置 (燃料加工建屋) 1式 データ表示装置 (燃料加工建屋) 1式 ⑤ 制御建屋情報把握設備② [常設重大事故等対処設備] 情報把握計装設備用屋内伝送系統 (再処理施設と共用) 1式 建屋間伝送用無線装置 (再処理施設と共用) 1式 制御建屋データ収集装置 1式 制御建屋データ表示装置 1式 [可搬型重大事故等対処設備] 制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 1式 制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋) 1式			

要求事項との対比表 第三十九条 (通信連絡を行うために必要な設備) (51 / 51)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		制御建屋可搬型情報収集装置 (再処理施設と共用) 1式 ⑥ 情報把握収集伝送設備Ⅱ [常設重大事故等対処設備] 燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内 伝送 系統 1式 燃料加工建屋間伝送用無線装置 1式 燃料加工建屋データ収集装置 1式 グローブボックス温度監視装置 (設計基準対象の施設と兼用, 伝送路 とし て使用) 1式 グローブボックス負圧・温度監視設備 (設計基準対象の施設と兼用, 伝送路 とし て使用) 1式 [可搬型重大事故等対処設備] 燃料加工建屋可搬型情報収集装置 1式 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装 置 (再処理施設と共用) 1式 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装 置 (再処理施設と共用) 1式 情報把握計装設備可搬型発電機 (再処理施設と共用) 1式			

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十九条（通信連絡を行うために必要な設備）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
SA 通①	通信連絡を行うために必要な設備（事業所内）	技術基準の要求を受けている内容	1項	—	a
SA 通②	設計基準対象の施設と兼用する設備に対する設計方針	事業許可申請書との整合性の観点から記載する。	—	—	a
SA 通③	情報把握設備	事業許可申請書との整合性の観点から記載する。	—	—	a
SA 通④	通信連絡を行うために必要な設備の電源に関する設計方針	事業許可申請書との整合性の観点から記載する。	—	—	a
SA 通⑤	共通要因故障に対する考慮に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十九条）の設備として考慮すべき特記事項	2項 一号	—	b
			3項 二号 四号 六号		
SA 通⑥	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十九条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 六号	—	b
SA 通⑦	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十九条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 一号	—	a
SA 通⑧	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十九条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 二号 七号	—	b
			3項 三号 四号		
SA 通⑨	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十九条）の設備として考慮	1項 三号 五号	—	b

設工認申請書 各条文の設計の考え方

		すべき特記事項	3項 一号 五号		
SA 通⑩	試験・検査に関する内容	技術基準規則(第三十条)に基づく 共通設計方針のうち、技術基準規則 (第三十九条)の設備として考慮 すべき特記事項	1項 四号	—	b
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	重複記載	事業許可変更申請書本文又は添付書類内の記載 と重複する内容である。	—		
②	他条文の参照	他条文を参照するための記載のため記載しな い。	a		
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
◇	重複記載	事業許可変更申請書本文又は添付書類内の記載 と重複する内容である。	—		
◇	他条文の参照	他条文を参照するための記載のため記載しな い。	a		
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書				
b	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全 性に関する説明書				

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
1	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7. 8 通信連絡設備 7. 8. 1 通信連絡設備 (事業所内) 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡を必要とする場所と通信連絡及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要場所と共有するための代替通信連絡設備として、通話装置のケーブル、可搬型通話装置、可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーバ (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) を設ける設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型トランシーバ (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用) ・可搬型トランシーバ (屋外用)	基本方針	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2. 1 通信連絡設備 (事業所内) 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備 (事業所内) 3. 1. 2 代替通信連絡設備 (1) 通話装置のケーブル (2) 可搬型通話装置 (3) 可搬型衛星電話 (屋内用) (4) 可搬型トランシーバ (屋内用) (5) 可搬型衛星電話 (屋外用) (6) 可搬型トランシーバ (屋外用)	【2.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・代替通信連絡設備の構成、通信系統、台数、設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性 (通信回線) について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。 【3.1.2 代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式 (通信回線) について説明する。 →電源 (電源系統、蓄電池の容量等) に関して説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のベージング装置 (制御装置含む)、所内携帯電話 (交換機含む)、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡を必要とする場所と通信連絡ができる設計及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要場所と共有できる設計とする。	設置要求	所内通信連絡設備 ・ベージング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	通話装置のケーブルは、常設重大事故等対処設備として燃料加工建屋内に設け、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	設計方針 (代替通信連絡設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	可搬型通話装置は、燃料加工建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を通話装置のケーブルに接続することで、通話装置のケーブルを通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	設計方針 (代替通信連絡設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	可搬型通話装置は、燃料加工建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	設計方針 (代替通信連絡設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋内用) は、ハンドセットを中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に配置し、屋外に配置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求 機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型トランシーバ (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用) ・可搬型トランシーバ (屋外用)	設計方針 (代替通信連絡設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーバ (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) は、可搬型重大事故等対処設備として燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型トランシーバ (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用) ・可搬型トランシーバ (屋外用)	設計方針 (代替通信連絡設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	設計方針 (代替通信連絡設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用)、可搬型トランシーバ (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) は、充電電池で動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型トランシーバ (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用) ・可搬型トランシーバ (屋外用)	設計方針 (代替通信連絡設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	さらに、可搬型衛星携帯電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋内用) は、所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型トランシーバ (屋内用)	設計方針 (代替通信連絡設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話 (屋外用) ・可搬型トランシーバ (屋外用)	設計方針 (代替通信連絡設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) は、再処理施設と共用する。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用)	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3. 2 悪影響防止 3. 2. 2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処と同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用)	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数・容量)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 (1) 共用 V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2. 1 通信連絡設備 (事業所内) 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備 (事業所内) 3. 1. 2 代替通信連絡設備 (3) 可搬型衛星電話 (屋内用) (5) 可搬型衛星電話 (屋外用)	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【2.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・代替通信連絡設備の構成、通信系統、台数、設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性 (通信回線) について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。 【3.1.2 代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式 (通信回線) について説明する。 →電源 (電源系統、蓄電池の容量等) に関して説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において把握に必要なパラメータを収集し伝送するとともに、監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2. 1 通信連絡設備 (事業所内) 3. 施設の詳細設計方針 3. 1. 3 情報把握設備 (1) 緊急時対策建屋情報把握設備 (2) 制御建屋情報把握設備 (3) 情報把握収集伝送設備	【2.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・情報把握設備の構成、通信系統、台数、設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 【監視パラメータの一覧】 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握設備の多様性 (通信回線) について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 【3.1.3 情報把握設備】 【(1) 緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式 (通信回線) について説明する。 →電源 (電源系統、蓄電池の容量等) に関して説明する。 【(2) 制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式 (通信回線) について説明する。 →電源 (電源系統、蓄電池の容量等) に関して説明する。 【(3) 情報把握収集伝送設備】	-	-	-	-	-	-	-	-		
15	重大事故等が発生し、計測機器 (非常用のものを含む。) の電源の喪失その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においても、重大事故等に対処するために有効な情報を把握するためのパラメータを監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	電源の喪失その他の故障として、MOX燃料加工施設のパラメータを計測する機器が多く交流電源により給電する設計としていることから、必要なパラメータを計測することが困難となる条件として全交流電源の喪失を想定し、また、計測機器の故障を想定する。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備は、常設重要計器及び可搬型重要計器で構成する。	機能要求①	重要計器 ・常設重要計器 ・可搬型重要計器	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	MOX燃料加工施設の状態を監視するパラメータのうち、重大事故等に対処するために監視及び記録することが必要なパラメータは、技術的・経済的観点から、重大事故等の発生防止対策及び重大事故等に対処するための作業手順に用いるパラメータ及び有効性評価の監視項目に係るパラメータから抽出する。(以下、「抽出パラメータ」という。)	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章 個別項目 7. その他の施設 7. 8 通信連絡設備 7. 8. 1 通信連絡設備 (事業所内) 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡を必要とする場所と通信連絡及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要場所と共有するための代替通信連絡設備として、通話装置のケーブル、可搬型通話装置、可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーバ (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) を設ける設計とする。	設置要求						○		代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型トランシーバ (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用) ・可搬型トランシーバ (屋外用)			V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備 (事業所内) 3.施設の詳細設計方針 3.1.1 通信連絡設備 (事業所内) 3.1.2 代替通信連絡設備 (1) 通話装置のケーブル (2) 可搬型通話装置 (3) 可搬型衛星電話 (屋内用) (4) 可搬型トランシーバ (屋内用) (5) 可搬型衛星電話 (屋外用) (6) 可搬型トランシーバ (屋外用)	【2.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・代替通信連絡設備の構成、通信系統、台数、設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性 (通信回線) について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。(電源系統、蓄電池の容量等)
2	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置 (制御装置含む)、所内携帯電話 (交換機含む)、専用回線電話、フックレスリ及び建屋中継サーバを常設重大事故対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡を必要とする場所と通信連絡ができる設計及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要場所と共有できる設計とする。	設置要求						○		所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・フックレスリ ・環境中継サーバ				【3.1.2 代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式 (通信回線) について説明する。 →電源 (電源系統、蓄電池の容量等) に関して説明する。
3	通話装置のケーブルは、常設重大事故等対処設備として燃料加工建屋内に設け、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求 機能要求①						○		代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル				
4	可搬型通話装置は、燃料加工建屋内に必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を通話装置のケーブルに接続することで、通話装置のケーブルを通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	機能要求①						○		代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置				
5	可搬型通話装置は、燃料加工建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求						○		代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置				
6	可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋内用) は、ハンドセットを中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求 機能要求①						○		代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型トランシーバ (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用) ・可搬型トランシーバ (屋外用)				
7	可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーバ (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) は、可搬型重大事故等対処設備として燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求						○		代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型トランシーバ (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用) ・可搬型トランシーバ (屋外用)				
8	可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。	機能要求①						○		代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置				
9	可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用)、可搬型トランシーバ (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) は、充電電池で動作可能な設計とする。	機能要求①						○		代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型トランシーバ (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用) ・可搬型トランシーバ (屋外用)				
10	さらに、可搬型衛星携帯電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋内用) は、所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	機能要求①						○		代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型トランシーバ (屋内用)				
11	乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	機能要求①						○		代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話 (屋外用) ・可搬型トランシーバ (屋外用)				
12	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) は、再処理施設と共用する。	機能要求①						○		代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用)			V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
13	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処と同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①						○		代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用)			V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用 V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備 (事業所内) 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (事業所内) 3.1.2 代替通信連絡設備 (3) 可搬型衛星電話 (屋内用) (5) 可搬型衛星電話 (屋外用)	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【1.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・代替通信連絡設備の構成、通信系統、台数、設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性 (通信回線) について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。(電源系統、蓄電池の容量等) 【3.1.2 代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式 (通信回線) について説明する。 →電源 (電源系統、蓄電池の容量等) に関して説明する。
14	MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において把握が必要なパラメータを収集し伝送するとともに、監視並びに記録できる設計とする。	機能要求①						○		情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備			V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備 (事業所内) 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (事業所内) 3.1.3 情報把握設備 (1) 緊急時対策建屋情報把握設備 (2) 制御建屋情報把握設備 (3) 情報把握収集伝送設備	【2.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・情報把握設備の構成、通信系統、台数、設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。(監視パラメータの一覧) ・情報把握設備の多様性 (通信回線) について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。(電源系統、蓄電池の容量等)
15	重大事故等が発生し、計測機器 (非常用のものを含む。) の電源の喪失その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においても、重大事故等に対処するために有効な情報を把握するためのパラメータを監視及び記録できる設計とする。	機能要求①						○		情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備				
16	電源の喪失その他の故障として、MOX燃料加工施設のパラメータを計測する機器の多くが交流電源により給電する設計としていることから、必要なパラメータを計測することが困難となる条件として全交流電源の喪失を想定し、また、計測機器の故障を想定する。	機能要求①						○		情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備				
17	重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備は、常設重要計器及び可搬型重要計器で構成する。	機能要求①						○		重要計器 ・常設重要計器 ・可搬型重要計器				【3.1.3 情報把握設備】 【(1) 緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。
18	MOX燃料加工施設の状態を監視するパラメータのうち、重大事故等に対処するために監視及び記録することが必要なパラメータは、技術的・経済的観点から、重大事故等の発生防止対策及び重大事故等に対処するための作業手順に用いるパラメータ及び有効性評価の監視項目に係るパラメータから抽出する。(以下、「抽出パラメータ」という。)	機能要求①						○		情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備				→設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式 (通信回線) について説明する。 →電源 (電源系統、蓄電池の容量等) に関して説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
19	抽出パラメータのうち、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を成功させるために監視及び記録することが必要なパラメータを主要パラメータとする。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針		・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統、蓄電池の容量等）に関して説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	また、抽出パラメータのうち、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態又はMOX燃料加工施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	主要パラメータのうち、MOX燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	主要パラメータを計測する設備のうち、重要監視パラメータを計測する設備を重要計器とする。また、重要計器は、重大事故等の発生要因に応じて重要監視パラメータを計測する設備である可搬型重要計器又は可搬型重大事故等対処設備である可搬型重要計器を使用する設計とする。重要計器は、MOX燃料加工施設の状態を監視するための計測範囲を有する設計とする。	機能要求①	重要計器 ・常設重要計器 ・可搬型重要計器	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	重要監視パラメータは、重大事故等の対処のために計測、監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針 設計方針（情報把握設備）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
24	重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを緊急時対策所において監視及び記録できるように、緊急時対策建屋情報把握設備として、情報収集装置、情報表示装置を設置する設計とする。また、緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等に対処するために必要なパラメータを緊急時対策所において監視及び記録できる設計とする。	設置要求	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（情報把握設備）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
25	情報収集装置は、火災防護設備の代替火災感知設備、気体廃棄物の廃棄設備の放出防止設備及び水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、情報表示装置に表示する設計とする。	機能要求①	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報表示装置	設計方針（情報把握設備）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
26	データ収集装置（燃料加工建屋）は、火災防護設備の代替火災感知設備、廃棄設備の放出防止設備及び水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに加工施設における放射性物質の濃度の確認に必要な測定データを収集し、データ表示装置（燃料加工建屋）に表示する設計とする。	機能要求①	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（情報把握設備）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
27	情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は緊急時対策建屋電源設備から給電する設計とする。	機能要求①	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（情報把握設備）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
28	重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを再処理施設の中央制御室において監視及び記録できるように、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置を設置する設計とする。	設置要求	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋データ表示装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置	基本方針		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
29	制御建屋情報把握設備は、火災防護設備の代替火災感知設備、放出防止設備及び水供給設備の重要監視パラメータ並びに代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを表示、監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	設計方針（情報把握設備）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30	情報把握収集伝送設備は、火災防護設備の代替火災感知設備、放出防止設備及び水供給設備の重要監視パラメータ並びに放射線管理施設の排気モニタリング設備、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の測定データを伝送及び記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握設備 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋データ表示装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置	設計方針（情報把握設備）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
31	重大事故等が発生した場合において、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備は、燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機から給電する設計とする。	機能要求①	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋データ表示装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置	設計方針（情報把握設備）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
32	重要監視パラメータは、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置にて電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに複製として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	機能要求①	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋データ表示装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置	設計方針（情報把握設備） 設計方針（個数・容量）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
33	また、MOX燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても、これら重要監視パラメータを監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	設計方針（情報把握設備）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
34	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置は、再処理施設と共用する。	機能要求①	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19	抽出パラメータのうち、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を達成させるために監視及び記録することが必要なパラメータを主要パラメータとする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	-	-	【(1) 制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統、蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(2) 情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統、蓄電池の容量等）に関して説明する。
20	また、抽出パラメータのうち、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態又はMOX燃料加工施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	-	-		
21	主要パラメータのうち、MOX燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	-	-		
22	主要パラメータを計測する設備のうち、重要監視パラメータを計測する設備を重要計器とする。また、重要計器は、重大事故等の発生要因に於いて事故重大事故等対処設備である常設重要計器又は可搬型重大事故等対処設備である可搬型重要計器を使用する設計とする。重要計器は、MOX燃料加工施設の状態を監視するための計測範囲を有する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	重要計器 ・常設重要計器 ・可搬型重要計器	-	-		
23	重要監視パラメータは、重大事故等の対処のために計測、監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	-	-		
24	重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを緊急時対策所において監視及び記録できるように、緊急時対策建屋情報把握設備として、情報収集装置、情報表示装置を設置する設計とする。また、緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等に対処するために必要なパラメータを緊急時対策所において監視及び記録できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	-	-		
25	情報収集装置は、火災防護設備の代替火災感知設備、気体廃棄物の廃棄設備の放出防止設備及び水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、情報表示装置に表示する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置	-	-		
26	データ収集装置（燃料加工建屋）は、火災防護設備の代替火災感知設備、廃棄設備の放出防止設備及び水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに加工施設における放射線物質の濃度の確認に必要な測定データを収集し、データ表示装置（燃料加工建屋）に表示する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	-	-		
27	情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は緊急時対策建屋電源設備から給電する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	-	-		
28	重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを再処理施設の中央制御室において監視及び記録できるように、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置を設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋データ表示装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置	-	-		
29	制御建屋情報把握設備は、火災防護設備の代替火災感知設備、放出防止設備及び水供給設備の重要監視パラメータ並びに代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを表示、監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	-	-		
30	情報把握収集伝送設備は、火災防護設備の代替火災感知設備、放出防止設備及び水供給設備の重要監視パラメータ並びに放射線管理施設の排気モニタリング設備、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の測定データを伝送及び記録できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋データ表示装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置	-	-		
31	重大事故等が発生した場合において、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備は、燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機から給電する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋データ表示装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置	-	-		
32	重要監視パラメータは、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置にて電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに復元として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋データ表示装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置	-	-		
33	また、MOX燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても、これら重要監視パラメータを監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	-	-		
34	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置は、再処理施設と共用する。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2.影響防止	【3.2.2 重大事故等対処設備(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
35	制御建屋情報把握設備である情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置並びに情報把握情報収集設備である第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、再処理施設と共用する。	機能要求①	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送用無線装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・制御建屋可搬型情報収集装置 ・情報把握収集伝送設備 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	設計方針（悪影響防止）	(2) 共用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	7. 8. 2 通信連絡設備（事業所外） 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡を必要とする場所以及通信連絡及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要とする場所以及共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	基本方針	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.2 通信連絡設備（事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（事業所外） 3.2.2 代替通信連絡設備 (1) 統合原子力防災ネットワークIP電話 (2) 統合原子力防災ネットワークIP-FAX (3) 統合原子力防災ネットワークTV会議システム (4) 可搬型衛星電話（屋内用） (5) 可搬型衛星電話（屋外用）	【2.2 通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2 通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成、通信系統、台数、設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統、蓄電池の容量等） 【3.2.2 代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統、蓄電池の容量等）に関して説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
37	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡を必要とする場所以及通信連絡及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要とする場所以及共有できる設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	また、統合原子力防災ネットワークIP-FAXは、計測、監視を行うパラメータを再処理事業所外の必要とする場所以及共有するために使用する設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	設計方針（代替通信連絡設備）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	可搬型衛星電話（屋内用）は、可搬型重大事故等対処設備として、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	設計方針（代替通信連絡設備）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	可搬型衛星電話（屋外用）は、可搬型重大事故等対処設備として、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（代替通信連絡設備）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求 機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	設計方針（代替通信連絡設備）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	設計方針（代替通信連絡設備）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44	可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	設計方針（代替通信連絡設備）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電電池で動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（代替通信連絡設備）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46	また、充電電池を用いるものについては、所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（代替通信連絡設備）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理施設と共用する。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備（2）共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（回数・容量）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用 V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.2 通信連絡設備（事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（事業所外） 3.2.2 代替通信連絡設備 (1) 統合原子力防災ネットワークIP電話 (2) 統合原子力防災ネットワークIP-FAX (3) 統合原子力防災ネットワークTV会議システム (4) 可搬型衛星電話（屋内用） (5) 可搬型衛星電話（屋外用）	【3.2.2 重大事故等対処設備（2）共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【2.2 通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2 通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成、通信系統、台数、設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統、蓄電池の容量等） 【3.2.2 代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統、蓄電池の容量等）に関して説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
49	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電源設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	制御建屋情報把握設備である情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置並びに情報把握収集伝送設備である第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、再処理施設と共用する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送用無線装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・制御建屋可搬型情報収集装置 ・情報把握収集伝送設備 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	-	3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	
36	7. 8. 2 通信連絡設備 (事業所外) 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡を する必要がある場所以及通信連絡及び計測、監視を行ったパラメータを 再処理事業所外の必要な場所と共有するための代替通信連絡設備とし て、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネット ワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) を設 ける設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク IP電話 ・統合原子力防災ネットワーク IP-FAX ・統合原子力防災ネットワーク TV会議システム ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用)	-	V-1-1-9 通信連絡設備に関する 説明書 2.基本方針 2.2 通信連絡設備 (事業所外) 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備 (事業所外) 3.2.2 代替通信連絡設備 (1) 統合原子力防災ネットワ ークIP電話 (2) 統合原子力防災ネットワ ークIP-FAX (3) 統合原子力防災ネットワ ークTV会議システム (4) 可搬型衛星電話 (屋内用) (5) 可搬型衛星電話 (屋外用)	【2.2 通信連絡設備 (事業所 外)】 ・技術基準規則に対する適合性を 説明する。 【3.2 通信連絡設備 (事業所 外)】 ・代替通信連絡設備の構成、通信 系統、台数、設置場所等に関して 説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性 (通 信回線) について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に 関して説明する。(電源系統、蓄 電池の容量等) 【3.2.2 代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の 詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、 設置場所に関して説明する。 →通信方式 (通信回線) について 説明する。 →電源 (電源系統、蓄電池の容量 等) に関して説明する。
37	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災 ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、 統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般 携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備 として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所 外の通信連絡を必要とする場合と通信連絡及び計測、監視を行っ たパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有できる設計とす る。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク IP電話 ・統合原子力防災ネットワーク IP-FAX ・統合原子力防災ネットワーク TV会議システム ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ	-		
38	また、統合原子力防災ネットワークIP-FAXは、計測、監視を 行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するために使用 する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク IP-FAX	-		
39	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワ ークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、専 用回線を介して再処理事業所へ通信連絡を行うために使用するもの であり、常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する設 計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク IP電話 ・統合原子力防災ネットワーク IP-FAX ・統合原子力防災ネットワ ークTV会議システム	-		
40	可搬型衛星電話 (屋内用) は、可搬型重大事故等対処設備として、緊 急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用)	-		
41	可搬型衛星電話 (屋外用) は、可搬型重大事故等対処設備として、制 御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する 設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋外用)	-		
42	可搬型衛星電話 (屋内用) は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備 し屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる 設計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用)	-		
43	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワ ークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、緊 急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可 能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク IP電話 ・統合原子力防災ネットワ ークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワ ークTV会議システム	-		
44	可搬型衛星電話 (屋内用) は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策 建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用)	-		
45	可搬型衛星電話 (屋外用) は、代替電源として充電電池で動作可能な設 計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋外用)	-		
46	また、充電電池を用いるものについては、所内電源設備の燃料加工建屋 可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受 電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋外用)	-		
47	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合 原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワ ークTV会議システム、可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) は、再処理施設と共用する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワ ークIP電話 ・統合原子力防災ネットワ ークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワ ークTV会議システム ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用)	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設 及び重大事故等対処設備が使用さ れる条件の下における健全性に關 する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用するこ とによる悪影響についての考慮を 説明する。
48	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設にお ける重大事故等対処と同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用 すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時 の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク IP電話 ・統合原子力防災ネットワ ークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワ ークTV会議システム ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用)	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設 及び重大事故等対処設備が使用さ れる条件の下における健全性に關 する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用 V-1-1-9 通信連絡設備に関する 説明書 2.基本方針 2.2 通信連絡設備 (事業所外) 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備 (事業所外) 3.2.2 代替通信連絡設備 (1) 統合原子力防災ネットワ ークIP電話 (2) 統合原子力防災ネットワ ークIP-FAX (3) 統合原子力防災ネットワ ークTV会議システム (4) 可搬型衛星電話 (屋内用) (5) 可搬型衛星電話 (屋外用)	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用するこ とによる悪影響についての考慮を 説明する。 【2.2 通信連絡設備 (事業所 外)】 ・技術基準規則に対する適合性を 説明する。 【3.2 通信連絡設備 (事業所 外)】 ・代替通信連絡設備の構成、通信 系統、台数、設置場所等に関して 説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性 (通 信回線) について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に 関して説明する。(電源系統、蓄 電池の容量等) 【3.2.2 代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の 詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、 設置場所に関して説明する。 →通信方式 (通信回線) について 説明する。 →電源 (電源系統、蓄電池の容量 等) に関して説明する。
49	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子 力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV 会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入 電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機 能が損なわれるおそれがない。緊急時対策建屋電源設備である緊 急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電源設備に 対して多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク IP電話 ・統合原子力防災ネットワ ークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワ ークTV会議システム	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設 及び重大事故等対処設備が使用さ れる条件の下における健全性に關 する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様 性、独立性、位置分散の考慮を 説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
50	また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
51	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、共通要因によって所内通信連絡設備のベージング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のベージング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のベージング装置及び所内携帯電話に対して独立性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
52	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のベージング装置、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ及び所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内電源設備（電源設備）である燃料加工建屋可搬型発電機、情報通信可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋発電機、充電電池からの給電により使用することで、電源設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
53	また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ及び所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
54	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星携帯電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のベージング装置、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリが設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋に保管する場合は所内通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで所内通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、それぞれ1台で計測したデータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
56	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は、所内電源設備（電源設備）である制御建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機から給電することで、制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置に対して多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
57	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、所内電源設備（電源設備）である情報把握計装設備可搬型発電機及び燃料加工建屋可搬型発電機から給電することで、グループホスト遠隔監視装置（伝送路として使用）グループホスト監視装置（伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置に対して多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	情報把握収集伝送設備 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
58	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、共通要因によって制御建屋情報把握設備の制御建屋データ表示装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、独立性及び位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
59	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は、共通要因によって制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、監視時のバックアップを含めて必要な数量を制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
60	また、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
61	代替通信連絡設備のうち通話装置のケーブルは、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	設計方針（悪影響防止）		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.2 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	-	-	-	-	-	-	-	-	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響性（電氣的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
50	また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	-		
51	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、共通要因によって所内通信連絡設備のベージング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のベージング装置及び所内携帯電話に対して独立性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	-		
52	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のベージング装置、専用回線電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ及び所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内電源設備（電源設備）である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋発電機、充電機又は乾電池からの給電により使用することで、電源設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	-		
53	また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のベージング装置、専用回線電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ及び所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のベージング装置、専用回線電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	-		
54	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星携帯電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のベージング装置、専用回線電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のベージング装置、専用回線電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリが設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋に保管する場合は所内通信連絡設備のベージング装置、専用回線電話等が設置される場所に保管することで所内通信連絡設備のベージング装置、専用回線電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	-		
55	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、それぞれ1台で計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	-		
56	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は、所内電源設備（電源設備）である制御建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機から給電すること、制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置に対して多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	-		
57	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、所内電源設備（電源設備）である情報把握計装設備可搬型発電機及び燃料加工建屋可搬型発電機から給電することで、グループボックスメータ監視装置（伝送路として使用）、グループボックスモジュール・温度監視装置（伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置に対して多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	-		
58	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、共通要因によって制御建屋情報把握設備の制御建屋データ表示装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、独立性及び位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	-		
59	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は、共通要因によって制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、両機種のバックアップを含めて必要な数を制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	-		
60	また、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、故障時のバックアップを含めて必要な数を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	-		
61	代替通信連絡設備のうち通話装置のケーブルは、重大事故発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.2 悪影響防止	3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
62	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク V 会議システムは、安全機能を有する施設として使用する場合は同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話 ・統合原子力防災ネットワーク I P-F A X ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム	設計方針 (悪影響防止)		(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響 (電気的な影響を含む。) 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置 (燃料加工建屋)、データ表示装置 (燃料加工建屋)、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置 (燃料加工建屋) ・データ表示装置 (燃料加工建屋) 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置	設計方針 (悪影響防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64	情報把握収集伝送設備のグループボックス温度監視装置及びグループボックス負圧・温度監視装置は、安全機能を有する施設として使用する場合は同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・グループボックス温度監視装置 ・グループボックス負圧・温度監視装置	設計方針 (悪影響防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	設計方針 (個数及び容量)		V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1. 通信連絡設備 (事業所内) 3. 施設の詳細設計方針 3.1. 通信連絡設備 (事業所内) 3.1.2 代替通信連絡設備 (1) 通話装置のケーブル (2) 可搬型通話装置 (屋内用) (3) 可搬型トランシーバ (屋内用) (4) 可搬型衛星電話 (屋外用) (5) 可搬型衛星電話 (屋外用) (6) 可搬型トランシーバ (屋外用) 3.1.3 情報把握設備 (1) 緊急時対策建屋情報把握設備 (2) 制御建屋情報把握設備 (3) 情報把握収集伝送設備 3.2 通信連絡設備 (事業所外) 3.2.2 代替通信連絡設備 (1) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話 (2) 統合原子力防災ネットワーク I P-F A X (3) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム (4) 一般加入電話 (5) 一般携帯電話 (6) 衛星携帯電話 ・ファクシミリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
66	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリは、再処理事業所の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
67	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話 ・統合原子力防災ネットワーク I P-F A X ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68	所内通信連絡設備の環境中継サーバは、計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数として1台を有する設計とする。	設置要求	所内通信連絡設備 ・環境中継サーバ	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P-F A Xは、計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な箇所に連絡することができる設計とするとともに、必要な個数として1台を有する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク I P-F A X	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70	再処理施設と共用する統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X及び統合原子力防災ネットワーク V 会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話 ・統合原子力防災ネットワーク I P-F A X ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
71	代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
72	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話 (屋内用) の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用)	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
73	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話 (屋内用) の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用)	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
74	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ (屋内用) の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型トランシーバ (屋内用)	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
75	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話 (屋外用) の保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋外用)	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
76	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話 (屋外用) の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋外用)	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
77	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ (屋外用) の保有数は、必要数として44台、予備として故障時のバックアップを44台の合計88台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型トランシーバ (屋外用)	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
78	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外の通信連絡に用いる可搬型衛星電話 (屋内用) の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用)	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
79	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外の通信連絡に用いる可搬型衛星電話 (屋外用) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋外用)	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80	再処理施設と共用する代替通信連絡設備の可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話 (屋内用) ・可搬型衛星電話 (屋外用)	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
81	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置 (燃料加工建屋)、データ表示装置 (燃料加工建屋)、再処理施設と共用する情報収集装置、情報表示装置は、想定される重大事故等時において必要な重要監視パラメータを収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置 (燃料加工建屋) ・データ表示装置 (燃料加工建屋) 情報収集装置 ・情報表示装置	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
62	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話 ・統合原子力防災ネットワーク I P-F A X ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム	-	3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等	
63	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置	-		
64	情報把握収集伝送設備のグループボックス温度監視装置及びグループボックス負圧・温度監視設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	情報把握収集伝送設備 ・グループボックス温度監視装置 ・グループボックス負圧・温度監視設備	-		
65	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、再処理事業内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	-	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1.通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針	【2.1 通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1 通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成、通信系統、台数、設置場所等に関して説明する。
66	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリは、再処理事業内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ	-	3.1.1 通信連絡設備（事業所内） 3.1.2 代替通信連絡設備 (1) 通話装置のケーブル (2) 可搬型通話装置 (3) 可搬型衛星電話（屋内用） (4) 可搬型トランシーバ（屋内用） (5) 可搬型衛星電話（屋外用） (6) 可搬型トランシーバ（屋外用）	・代替通信連絡設備の構成、通信系統、台数、設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統、蓄電池の容量等）
67	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話 ・統合原子力防災ネットワーク I P-F A X ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ	-	3.1.3 情報把握設備 (1) 緊急時対策建屋情報把握設備 (2) 制御建屋情報把握設備 (3) 情報把握収集伝送設備 3.2.通信連絡設備（事業所外） 3.2.2 代替通信連絡設備 (1) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話 (2) 統合原子力防災ネットワーク I P-F A X (3) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム (4) 可搬型衛星電話（屋内用） (5) 可搬型衛星電話（屋外用）	・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統、蓄電池の容量等） 【3.1.2 代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統、蓄電池の容量等）に関して説明する。
68	所内通信連絡設備の環境中継サーバは、計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる設計とするとともに、必要な台数として1台を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	所内通信連絡設備 ・環境中継サーバ	-		
69	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P-F A X は、計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な箇所と連絡することができる設計とするとともに、必要な台数として1台を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク I P-F A X	-		
70	再処理施設と共用する統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話 ・統合原子力防災ネットワーク I P-F A X ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム	-		
71	代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	-		
72	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	-		
73	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	-		
74	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ（屋内用）の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型トランシーバ（屋内用）	-		
75	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	-		
76	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	-		
77	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ（屋外用）の保有数は、必要数として44台、予備として故障時のバックアップを44台の合計88台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型トランシーバ（屋外用）	-		
78	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	-		
79	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	-		
80	再処理施設と共用する代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	-		
81	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）、再処理施設と共用する情報収集装置、情報表示装置は、想定される重大事故等時において必要な重要監視パラメータを収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋） ・情報収集装置（燃料加工建屋） ・情報表示装置	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
82	制御建屋情報把握設備の建屋間伝送用無線装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに、予備を含めた数量として制御建屋又は燃料加工建屋に2系統以上を有する設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送用無線装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
83	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置は、収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに転写して出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
84	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は、重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
85	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は、重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
86	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、必要なデータ量の収集及び記録容量を有する設計とし、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め必要な台数以上確保する設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
87	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は、収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに転写して出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
88	再処理施設と共用する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置及び情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、MAX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対応することを考慮し、対処に必要となるデータの収集、記録容量又はデータの伝送容量及び個数を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
89	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の通話装置のケーブル、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
91	所内通信連絡設備のベージング装置、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、代替通信連絡設備の通話装置のケーブル、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、外部からの衝撃による損傷を防止できる構造による損傷を防止できる燃料加工建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	所内通信連絡設備 ・ベージング装置 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ 代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
92	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
93	代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
94	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
95	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護をする設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
96	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	所内通信連絡設備 ・ベージング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ 所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
82	制御建屋情報把握設備の建屋間伝送用無線装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、収集したパラメータ伝送可能な容量を有する設計とするともに、予備を含めた数量として制御建屋又は燃料加工建屋に2系統以上を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送用無線装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	-		
83	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置は、収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳簿として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置	-		
84	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は、重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置	-		
85	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は、重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置	-		
86	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、必要なデータ量の収集及び記録容量を有する設計とし、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め必要な台数以上確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	-		
87	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は、収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳簿として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	-		
88	再処理施設と共用する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置及び情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対応することを考慮し、対処に必要なデータの収集、記録容量又はデータの伝送容量及び個数を確保することで、共用によって重大事故等の対処に影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	-		
89	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の通話装置のケーブル、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.3 健全性における基本方針 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対するに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。
90	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋外用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋外用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	-	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。	
91	所内通信連絡設備のページング装置、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、代替通信連絡設備の通話装置のケーブル、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、外部からの衝撃による損傷を防止できる耐震による損傷を防止できる燃料加工建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ 代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	-	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	
92	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料入れ、貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	-		
93	代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	-		
94	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	-		
95	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護をする設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	-		
96	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、所内通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは自然現象、人為事象、漏水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ 所内通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
97	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーブ（屋内用）（屋内用）及び可搬型トランシーブ（屋外用）は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーブ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーブ（屋外用）	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
98	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、稼働率の高くなるおそれのない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99	内的事象を要因として重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ表示装置（燃料加工建屋）は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
101	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握設計装置用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋） 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・情報把握設計装置用屋内伝送系統	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
102	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握設計装置用屋内伝送系統（両施設共用）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・情報把握設計装置用屋内伝送系統	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
103	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
104	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる制御建屋情報把握設備の情報把握設計装置用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	制御建屋情報把握設備 ・情報把握設計装置用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
105	制御建屋情報把握設備の建屋間伝送無線装置は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。	機能要求①	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送無線装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
106	情報把握収集伝送設備のグループボックス温度監視装置（伝送路として使用）グループボックス温度監視装置、燃料加工建屋データ収集装置及び燃料加工建屋情報把握設計装置用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	情報把握収集伝送設備 ・グループボックス温度監視装置 ・グループボックス温度監視装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋情報把握設計装置用屋内伝送系統	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
107	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握収集伝送設備のグループボックス温度監視装置（伝送路として使用）、グループボックス温度監視装置（伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により機能を損なわない設計とする。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・グループボックス温度監視装置 ・グループボックス温度監視装置 ・燃料加工建屋データ収集装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
108	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握設計装置用屋内伝送系統は燃料加工建屋内に設置し、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。	設置要求	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋情報把握設計装置用屋内伝送系統	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
109	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握設計装置用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」の「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋情報把握設計装置用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
110	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送無線装置は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送無線装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
111	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
112	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、稼働率の高くなるおそれのない場所の選定により当該設備の設置場所での操作可能な設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
113	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルと可搬型通話装置との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・可搬型通話装置	設計方針（操作性の確保）		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
114	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーブ（屋内用）における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーブ（屋内用）	設計方針（操作性の確保）		3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
97	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	—		
98	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、稼働率の高くなるおそれのない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	—		
99	内的事象を要因として重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ表示装置（燃料加工建屋）は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ表示装置（燃料加工建屋）	—		
100	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	—		
101	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統	—		
102	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統	—		
103	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置	—		
104	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋情報把握設備 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置	—		
105	制御建屋情報把握設備の建屋間伝送無線装置は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送無線装置	—		
106	情報把握収集伝送設備のグループボックス温度監視装置（伝送路として使用）グループボックス温度監視装置、燃料加工建屋データ収集装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	情報把握収集伝送設備 ・グループボックス温度監視装置 ・グループボックス温度監視装置 ・グループボックス温度監視装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	—		
107	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握収集伝送設備のグループボックス温度監視装置（伝送路として使用）、グループボックス温度監視装置（伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により機能を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	情報把握収集伝送設備 ・グループボックス温度監視装置 ・グループボックス温度監視装置 ・燃料加工建屋データ収集装置	—		
108	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は燃料加工建屋内に設置し、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	—		
109	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」の「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置	—		
110	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送無線装置は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送無線装置	—		
111	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	—		
112	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、稼働率の高くなるおそれのない場所の選定により当該設備の設置場所を操作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	—		
113	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルと可搬型通話装置との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・可搬型通話装置	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.4.2 重大事故等対処設備(1)操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
114	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用）	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備(1)操作性	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
115	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置	設計方針（操作性の確保）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
116	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置と燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置	設計方針（操作性の確保）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
117	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ 所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ 代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークIP電話 ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム	設計方針（試験・検査性）		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性										
118	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
119	乾電池を用いるものについては、定期的に乾電池を交換する手順を、充電電池を用いるものについては、定期的に充電を行う手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
120	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋） 制御建屋情報把握設備 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
121	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
115	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
116	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置と燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
117	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
118	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋外用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
119	乾電池を用いるものについては、定期的に乾電池を交換する手順を、充電電池を用いるものについては、定期的に充電を行う手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
120	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
121	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目

令和3年9月15日 R0

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

※本別紙は追而とする。

令和3年9月15日 R0

別紙4

添付書類の発電炉との比較

※本別紙は追而とする。

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

※本別紙は追而とする。

別紙 6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。